

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

3

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化

提案団体

鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域公共交通利便増進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化

具体的な支障事例

地域公共交通計画(令和2.11 法改正前の地域公共交通網形成計画(計画期間5年。以下マスタープランという。))の実施計画である本計画(マスタープランの計画期間内が期限。以下実施計画という。)を策定し、国の認定を受けた場合は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件緩和等の特例措置を受けることができる。

国認定を受けた実施計画に記載された運行計画(例:バス路線の系統、便数、経路地等)は、計画期間中は維持することが原則となるが、運行計画を変更する際は、地域公共交通活性化協議会(以下活性化協議会という。)の承認を経て、国に変更申請し、承認を得る必要がある。しかし、実際の運行状況や情勢変化に応じて、柔軟かつ機敏に、試行錯誤を繰り返し地元にとって使いやすい路線にしていくためには、軽微な変更(例:大幅な路線再編を除く便数や経路地等の変更)は届出制にするなど簡素化が必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19 法第59号)第27条の17

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、仙台市、富谷市、川崎市、豊橋市、滋賀県、岡山県、高知県、高知市、熊本市、大分県、宮崎県

○現状、軽微な変更を届け出制にすることで、協議会委員の負担と職員の事務負担の軽減となる。

○当県の地域公共交通計画において、利便増進実施計画を策定し認定を受けているが、当該計画の町営バスについて、デマンド型となっている一部の便を定時定路線型にしたいという住民の声があった。

・この住民の声を受け、町としては、試行的に定時定路線型にするという検討も行ったが、協議会での承認及び国の承認が必要という手続きの煩雑さが一要因となり、最終的にデマンド型のままで運行するという判断となった。

・他の判断要因としては、町の大きな方向性として基本的にはデマンド型で運行するという方針を打ち出していることと計画期間の5年間は計画どおり運行してはどうかということもあったが、町としてはもっと簡単な手続きで

あれば試行的に定時定路線型にしてみるという判断にもなり得たかもしれないということ。

各府省からの第1次回答

地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域公共交通利便増進事業を実施するための計画（地域公共交通利便増進実施計画）を作成することとされている。

持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保するためには、地方公共団体が、交通事業者等と連携して取り組むことが重要であるため、実施計画の作成においては、地域の関係者の同意を得ること等を要件としている。また、国土交通大臣による実施計画の認定を受けた場合には、法律上の特例措置を受けることができる。

したがって、計画の変更に関しても、原則として、作成時と同様の手続きを踏むよう求めているところ。

一方、微細なルート変更や予定便数の微増減等、利便性への影響が軽微なものにとどまることが明らかな変更については、簡素な手続きによるべきであることから、国土交通大臣あるいは権限の委任を受けた運輸局長に対し、変更点を共有すればよいとする等、柔軟に運用している。

計画の記載内容の微修正として、認定手続きを要しないものについては、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」詳細編 P71 にも掲載しているところだが、例えば、ご提案のデマンド型になっている一部の便を定時定路線型に変更することは、地域の関係者への影響を総合的に判断するなどの必要があるため、ご不明点がある場合には、各運輸局交通政策部までご相談されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

いただいた一次回答は、現行規定の説明に留まっており、当県が求めている手続きの簡素化についての言及はないものと認識している。

その上で、回答の中で「ご提案のデマンド型になっている一部の便を定時定路線型に変更することは、地域の関係者への影響を総合的に判断するなどの必要があるため、各運輸局へ相談されたい」とあるが、今回の当県の支障事例は、当初計画のデマンド化を図るといふ大方針は維持したまま、一部の便のみについて、住民の利便性向上を考えて定時定路線に変更するものであり、国が地域の関係者への影響を総合的に判断する必要はないものと考えている。地域公共交通利便増進実施計画に係る相談は、本省案件となることが多く、このようなケースバイケースの対応では、手続きの往復に時間を要し、国、地方自治体ともに労力を要することとなるため、相談することなく計画の変更が可能となるよう手続きの簡素化を検討されたい。

また、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」詳細編 P71 には、認定が不要なものとして「バス停名の変更」「バス停の位置変更・改廃を要しない微細なルート変更 等」の二項目のみが個別に例示されているが、変更の要否の基準を明確にすることで相談自体が減るものと思われる。変更の認定の基準の例として、P71 には「原則として変更の前後で定量的に利便性が向上しているかをチェックしていますが…作成前と変更後で利便性が一定程度改善していれば良いとして、柔軟な変更もある程度許容しています」と記載があるが、例えば、この「利便性が一定程度改善」するものについては、定量的なチェックが不要となるのではなく、認定自体が不要で届出制とするなどの取り扱いの緩和や、認定が不要の場合の例示を増やすことなども手続きの簡素化として検討していただけないか。

このような様々な工夫により、現状煩雑となっている手続きをどうすれば簡素化できるのかという姿勢で検討をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地域公共交通利便増進実施計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のもの

のとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

計画の変更が行われるごとの相談では手続の往復に時間を要し、国、地方公共団体共に労力がかかるため、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」に記載されている認定が不要である場合の例示の追記や、認定自体が不要で届出制とするなどの取り扱いの緩和など手続を簡素化することはできないか。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画を変更する場合には、認定基準への該当性等について再度判断を要するため、原則として、変更認定を要することとなる。また、どのような変更であれば軽微であり、変更認定が不要と判断できるかは、実態のニーズや事例の蓄積等も踏まえつつ検討を行うことが必要であると考えられる。

一方、地域公共交通利便増進実施計画に関する手続の円滑化を図り、地域の取組を一層後押しすることは重要であると考えている。このため、令和5年度をめどに、提案の趣旨を踏まえつつニーズや事例の収集・把握等を行ったうえで検討を行い、手続の簡素化を行うこととしたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(29)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)

地域公共交通利便増進実施計画(27条の16第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出制とすることや認定を不要とすることなどの手続の簡素化に必要な方策を検討し、令和5年度中に必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

4

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止

提案団体

鳥取県、兵庫県、全国知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。

具体的な支障事例

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少なく、国においても基本計画が定められる中、都道府県も計画を策定することに疑問を抱いており、都道府県計画の策定の必要性は少ないと感じている。

また、都道府県計画の策定後は、厚労省都道府県労働局、国交省地方整備局、都道府県、建設業者団体等による推進体制を整備し、各地方レベルで実効性ある施策を遂行することが求められており、当県もこれら関係者による協議会を設置している。

一方、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る会議体として、当県労働局が「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」(構成員は上記協議会とほぼ同じ。)を既に設置しており、国の基本計画の下、この既存体制の中で施策の推進を図る方が、効率的かつ効果的であると考えられる。同旨は当県労働局に提案を行ったが、結果的に国と協調した取組を進めることはできなかった(各都道府県においても同様の会議体が設けられていると考えられる。)

今後も、上記の都道府県労働局の会議体と重複した取組として、都道府県計画の進捗管理や見直し、協議会運営などの取組を行うこととなれば、都道府県、関係機関、業界全体において一定の人的負担が生じると予想される。

※当県では、都道府県計画の策定を踏まえ、上記協議会の開催、建設工事の安全衛生に関する情報提供・普及啓発、県民や一人親方への啓発等の取組を行っている。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

【厚生労働省】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものと考えます。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきであると国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していない県もある。

一方、「具体的な支障事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議と、都道府県計画に係る協議会を同時に開催することを妨げるものではなく、今後都道府県労働局に対して配慮するよう指示を出すこととする。

【国土交通省】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものと考えます。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきであると国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していない県もある。

なお、「具体的な支障事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議については、都道府県計画に係る協議会と同時に開催することを妨げるものではないと厚生労働省から伺っており、国土交通省としても引き続き必要な協力を実施していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定とあるが、計画が根本的に異なるような差異は無いものと思われる。また、あえて地域差を挙げるとすれば、外国人労働者の増加等に関する事項を想定しているものと思慮するが、国の基本方針では外国人労働者についての記述はない上、外国人労働者の問題は、建設業に限ったものでもなく、社会保障制度全体の問題にもなる。廃止は困難とのことであれば、都道府県労働局との同時開催などの配慮がいただけるよう協力をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
都道府県計画という形式にこだわらずとも、国で策定した計画を踏まえつつ、関係者の連携を図ることをもって、建設工事従事者の安全確保は実現できるのではないか。地域の実情への配慮についても、国の計画において自然条件や大規模事業に伴う建設工事の動向等を記載した上で、県が地域の実情を踏まえて施策を展開すれば十分であり、都道府県ごとに計画の策定を求めるほどの内容ではないのではないか。
議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。

各府省からの第2次回答

都道府県は国と同様、建設業者に対する許可権限や指導・助言・監督権限を有しており、地域の実情に応じた建設工事従事者の安全と健康の確保に関する施策を実施していく責務を有している。このため、都道府県は国の計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努力義務が課されているものと考えている。都道府県計画の策定に係る努力義務については、国会の提案・審議を経て決定されたものであり、法を執行する立場である当省から、努力義務の規定を廃止することに言及することは困難である。
他方、一般的に、努力義務については、実施するか否かを含めて、最終的な判断はその主体に委ねられているものと解される。
現に、都道府県計画の策定についても、国の計画を勘案し、地域の特色を踏まえて都道府県計画を策定した自治体がある一方で、自治体の既存計画において、「建設工事従事者の安全及び健康の確保」を含めた取組を位置づけ、当該取組を推進している自治体もあれば、特段当該取組に係る計画等を策定していない自治体もあるなど、まさに地域の実情に応じて、地方自治体が主体的に判断を行っている状況にある。また、国の計画は平成29年6月9日に閣議決定をされているが、都道府県計画を策定している自治体は、令和4年8月末時点で計37の自治体と承知しており、その策定の時期についても平成30年に5自治体、平成31年に12自治体、令和2年に10自治体、令和3年に7自治体、令和4年に3自治体と、地域の実情に応じて様々であり、今回、提案団体や全国知事会から都道府県計画の廃止について要望を受けた本年7月以降にも、茨城県、千葉県において新たに計画が公表されているところである。
このように、計画策定の可否をはじめとして、策定する場合には内容やその時期等も含め、現状も地方自治体の判断に委ねられており、地方の自主性及び自立性を確保する観点に立った「経済財政運営と改革の基本方針2022」にも沿ったものであると考えている。
都道府県計画関係の会議を開催している都道府県については、都道府県労働局主催の会議との同時開催については差し支えないため、その旨今後関係機関に対して指示又は周知することとする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省(53)】【国土交通省(32)】
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平28法111)
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画(9条1項)については、以下のとおりとする。
・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということを改めて明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。
・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。
・都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画(8条1項)の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案団体

鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

具体的な支障事例

平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

総合保養地域整備法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、岡山県、福岡県

—

各府省からの第1次回答

総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。

同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。

市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、

・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス

・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響

を確認するため審査が必要である。

このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに 12 の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時(昭和 62 年)、基本方針見直し時(平成 16 年)から変化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。

具体的には、第 1 次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するため国の審査が必要とのことであるが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必然性は失われているのではないか。

総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、廃止を変更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けるとともに、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担感の大きい政策評価を求めていることは不相当ではないか。

以上の理由により、廃止の手続を変更とは別途定め、例えば同意付き協議ではなく届出とするなど、より簡易な手続とすべきではないか。

また、届出となった場合においては、同意基本構想の廃止に当たって道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために必要な書類を最小限としていただきたい。

さらにどのような書類が必要であるかについては、同意基本構想を廃止しようとする道府県の事務負担が可能な限り軽減される方向で検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

総合保養地域整備基本構想の廃止に係る手続については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第 1 次回答、第 1 次ヒアリングでは、廃止手続に際し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討することであったが、必要最低限に限るよう抜本的に見直されたい。

第 1 次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。

現行制度では廃止を変更の 1 類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保養地域整備法制定時(昭和 62 年)においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないか。そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないか。

各府省からの第 2 次回答

提案団体及び提案募集検討専門部会からのご意見を踏まえて、

- ①提出を求める書類を必要最低限にすること
 - ②道府県基本構想の廃止手続を主務大臣同意ではなく届出により可能とすること
- の 2 点の観点から、以下のとおり回答する。

①提出を求める書類を必要最低限にすること

廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うにあたり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行ってまいり所存。

具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。

引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお伺いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行ってまいりたい。

②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること

現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ。廃止の手続きを変更とは別に定める場合は、法改正が必要となり、作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを届出とすることが法制的に問題ないかの検討をはじめ改正手続きに多大な時間を要するものと思慮。

一方、法改正によらず、通知等によって道府県基本構想の廃止を届出で可能とする場合は、法令上根拠のない届出義務を通知により自治体に課すことは適当ではないため、「届出を求める」内容の通知になるものと認識。このような任意の届出でもって基本構想を廃止することの是非についても、法制的な整理が必要と考えているところ。

このため、現時点では同意手続きを廃止し届出とすることが可能かお示しできないが、引き続き、抜本的な制度改正についても検討を行ってまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】

総合保養地域整備法(昭62法71)

総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手續については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

16

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

提案団体

今治市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいけばよいこととする。

具体的な支障事例

特定行政庁として建築行政を行っていくには、建築主事(建築基準適合判定資格者)を継続的に確保していく必要があるが、当市においては当該資格を有する職員は4名のみであり、建築主事となり得る若手人材の確保が急務である。

現行の建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、建築基準法第5条第3項により「一級建築士試験に合格した者で…2年以上の実務の経験を有するもの」と定められており、この2年以上の実務を有するものという規定が、職員の技術力向上に対するモチベーション維持を図る上や、職員配置を考える上で支障となっている。

例えば、当市としてはより多くの建築職に実務を2年経験させたいと思っているが、建築営繕業務など建築職を必要とする他部署がある中、実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、建築職として採用された職員全員を当該部署に配属できるわけではなく、先に配属された職員がある程度の実務経験をj得るまで、一級建築士を取得した意欲ある職員の当該部署への配属が先延ばしとなることとなり、その場合、資格登録も遅れ、モチベーションの低下につながる。また、資格登録が先延ばしとなることで、建築主事の継続的な確保が困難となり、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員の配置転換も円滑に行うことができない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一級建築士試験に合格した者が、建築基準適合判定資格者検定の受検資格を有することにより、受検機会が増えることから、建築基準適合判定資格者検定の合格者増加に繋がり早期の資格登録が可能となり、職員のモチベーション向上が図れる。また、建築基準適合判定資格者が増加することで、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員を含めた計画的な職員配置が容易に行うことが可能となり、他の業務を経験させることで職員育成及び庁内全体のレベルアップにつながる。

更に、市民が身近な基礎自治体が、特定行政庁としての役目を持続することが可能となることから、将来にわたり市民が真ん中の建築行政サービスが図られる。

根拠法令等

建築基準法第5条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、千葉市、川崎市、高岡市、金沢市、長野県、松本市、京都府、京都市、大阪市、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、八幡浜市、長崎県、宮崎市、鹿児島市

○現時点では、一級建築士資格の有無にかかわらず、本人の適性等を考慮し、実務経験として加算される部署も含めたローテーションをしているが、一級建築士合格者が増えた後、提案団体の示す課題が生じることは予想されるため、制度改正の必要性は認められる。

○当市も同様に建築主事の確保が課題であり（令和4年6月現在3名）、受検資格の緩和は課題解決のための一助になると考える。提案のとおり法改正が行われれば、現時点で約5名の職員が受検資格を得ることになる。

○一級建築士合格者でも、そのキャリアパスが営繕・建設分野が主である場合、本資格者検定の受検すらできない状況であると同時に、元々少数である職員の年功に実務経験を積みさせる必要があるなど、人員配置上の制約も生じている。

各府省からの第1次回答

提案の内容を踏まえ、建築基準適合判定資格者検定の事務の実行性に留意して検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答において、「事務の実行性に留意して検討を行う」とされているが、建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、見直しを行う方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、具体的にはどのようなスケジュールで見直しを行うのか御教示いただきたい。

建築基準法施行関係統計（令和2年度集計）に記されているとおり、全国の建築主事数は平成15年度末の1,915名から令和2年度末には1,417名となっており、17年間で498名減少している。各団体においては技術者の確保が困難な状況であり、建築主事になり得る人材を確保することは喫緊の課題である。本見直しが行われれば受検機会が増加し、建築主事の人材確保に寄与するため、可能な限り速やかに御検討願いたい。

また、建築確認制度の適正性が持続的に確保されるよう、実務経験に係る受検資格の見直し以外の方策や、建築確認手続の効率化など建築主事の負担軽減に資する取組を含め、建築確認事務に必要な人材確保を図る取組について幅広く検討を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、提案内容に沿った対応をする方向で検討したいとの説明があったが、資格登録までに実務経験を積みれば建築主事の技術水準を低下させることにはならないこと等に鑑みれば、提案のとおり対応して問題ないのではないか。

地方公共団体において建築主事となり得る人材を確保することは喫緊の課題であるため、早急に検討を進め、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

ご提案の通り、実務経験を受検要件から登録要件とする方向で引き続き検討を進めてまいりたい。加えて、「第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」も踏まえ、確認申請手続きのオンライン化、検査のデジタル化、建築物の規模に応じて適法性を審査できる資格者の確保・充実など、建築主事の負担軽減に資する取組み等を通じ、建築確認事務に必要な人材を確保するための方策についても検討を進めてまいりたい。

なお、上記措置の実現に向けては、検定に際して都道府県を經由している事務等の流れに影響を与えることから、引き続き検定事務や登録事務等の執行体制を確保するため、都道府県の協力を得ながら調整を進めてま

いりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(6) 建築基準法(昭25法201)

(v) 建築基準適合判定資格者検定(5条)の受検資格(同条3項)については、特定行政庁における建築確認関係事務の執行体制の確保や建築主事の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

- ・建築行政等に関する2年以上の実務経験を、受検資格ではなく建築基準適合判定資格者の登録要件とする。
- ・二級建築士等による受検を可能とするとともに、当該受検者を対象とする検定に合格した建築主事及び確認検査員については、小規模な建築物等に限って建築確認関係事務を行うことを可能とする方向で検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

31

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

市街化調整区域における農家住宅、分家住宅の用途変更の許可要件の緩和

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

市街化調整区域内に立地する農家住宅、分家住宅について、移住希望者の住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更の許可を可能とすることを求める。また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば将来的に倒壊のおそれがある建物である場合についても、やむを得ない事情として用途変更の許可の検討を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

市街化調整区域内に立地する農家住宅や分家住宅を売却し、一般住宅や事業所等として活用するためには、都市計画法に基づく都道府県知事の用途変更の許可が必要となる。都市計画法、都市計画法施行令、開発許可制度運用指針において、用途変更の許可に関する規定、留意事項が定められており、用途変更の許可を判断する際は、これらの法令、指針に基づいて判断することとなる。しかし、移住希望者のための住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更を認めてよいか、また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば倒壊のおそれがある建物である場合には用途変更の許可を検討してよいか、明確な規定が存在しない。そのため、市街化調整区域における農家住宅や分家住宅の用途変更の許可の判断が困難な状況である。

【生じている支障】

当市の市街化調整区域内の農家住宅や分家住宅について、空き家となっている事例が多数存在し、地域課題となっている。一方、当市の市街化調整区域内への移住希望や、事業所(サテライトオフィス等)設立希望が複数寄せられていることから、当該区域内において空き家となっている農家住宅や分家住宅を移住希望者や事業所設立希望者へ売却することで、空家問題等の地域課題を解決したいと考えているが、法令や指針に用途変更を認める規定が存在しないため、用途変更の許可の判断がつかず、売却が進まない状況である。また、市街化調整区域内の農家住宅において、建物所有者が近隣へ転居し、当該農家住宅が空き家となったため売却を検討した事例において、売却のために必要となる用途変更については、用途変更を行うやむを得ない事情が必要ことや、建物所有者が近隣に転居した場合は用途変更の許可をすることができる規定がないため、用途変更の許可の判断がつかず、売却が進まない状況である。売却が進まないことで、当該建物は空き家となり、建物の痛みも年々激しくなっており、このまま放置すれば倒壊の危険がある状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市街化調整区域内における農家住宅、分家住宅の売買が容易になり、空き家問題が解消される。また、地方への移住や事業所設立を希望する者のニーズに応えることが可能となるとともに、人口減少抑制、地方への定住・移住促進による地域活性化が可能となる。

根拠法令等

都市計画法第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、都市計画法施行令第 36 条、開発許可制度運用指針 I-7-1、I-15

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

名古屋市、稲沢市、高槻市、兵庫県、熊本市

○当市においても、市街化調整区域内に管理不全の空家が一定数存在し、地域の課題となっていることから、売却のための用途変更の可能性について検討していただきたい。

○市街化調整区域内における分家住宅等は許可者のみにその使用が限定されているため、当該住宅がいわゆる空き家となった場合、利活用を図る観点からは都市計画法の規制が弊害となっている。市街化調整区域内においても一定の人口が居住しており、すでに地域コミュニティが存在している。少しでも定住人口の減少を防ぎ地域コミュニティの維持を図るためには、空き家の利活用を積極的に進める必要があると考えており、当該住宅が空き家となった場合の取り扱いについて、「開発許可制度運用指針」で具体的な方策を示していただきたい。

○【現状】

当市の場合、農家住宅等から一般住宅へ用途変更する際は、農家住宅等が適法に建築等された後 10 年以上適正に利用され、その用途を変更することに社会通念上やむを得ない事情がある場合は、法 34 条第 14 号により許可している。サテライトオフィスについては事業所単体では許可していないが、兼用住宅として使用するのであれば許可の対象としている。なお、国道等の沿道においては、第 2 種住居地域に建築できる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する業種は除く）を許可の対象としている。

【地域における課題制度改正の必要性】

用途変更を容易にしてしまうと市街化が進んでしまう恐れがあるため、ある一定の期間は適正に利用された等の時間的な条件付きで移住希望者の住宅や事業所（サテライトオフィス等）への用途変更の許可を可能とすべきである。

○開発許可制度運用指針において用途変更に係る考え方が一定示されており、当県においても用途変更に係る許可基準を設けているが、サテライトオフィス等近年ニーズが増加しているものなど、用途変更を可能とする具体的な運用を示していただくことは、既存ストックの活用による地域活力の維持に資すると考える。

各府省からの第 1 次回答

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、建築物の用途変更は一定の基準に該当する場合に限り許可が認められており、開発許可権者が建築物の用途、目的、位置、規模等を個別具体的に検討して、周辺の市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合には、許可することが可能である。

これを受けて、開発許可制度運用指針（平成 26 年 8 月 1 日国都計第 67 号国土交通省都市局長通知）において、「法に基づく許可を受けて建築された後相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更」については、「周辺の土地利用に支障を及ぼさない限り」（I-7-1(20)）許可の対象とし得るものとしている。例えば、近年、市街化調整区域において空家が多数発生し、地域活力の低下、既存コミュニティの維持が困難になる等の課題が生じていることなどを踏まえ、「地域再生など喫緊の政策課題に対応するため、市街化調整区域において既存建築物を活用する必要性が認められる場合には、地域の実情に応じて、用途変更の許可をしても差し支えないもの」（I-15(1)）としている。

このため、農家住宅及び分家住宅を移住希望者の住宅や事務所に用途変更することについて、上記の要件を満たす場合には現行制度で対応可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

開発許可運用指針（平成 26 年 8 月 1 日国都計第 67 号国土交通省都市局長通知）において、「法に基づく許可を受けて建築された後相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更」については、「周辺の土地利用に支障を及ぼさない限り」法第 29 条又は第 43 条の規定による許可が相当か否かの審査の対象として差し支えないとされていること（I-7-1(20)）及び「地域再生など喫緊の政策課題に対応するため、市街化調整区域において既存建築物を活用する必要性が認められる場合には、地域の実情に応じて、用途変更の許可をしても差し支えないもの」とされていること（I-15(1)）は承知しているが、その要件の適合性の判断に苦慮することが多い。

空き家コミュニティの維持は、運用指針で移住者向けの住宅への用途変更を許可して差し支えない地域の例として示されている「農村地域等移住促進区域」に限られた課題ではなく、全国の市街化調整区域に広く共通する課題である。市街化調整区域は建築に様々な制限がかかる上、中古物件の流通量も十分でないことも踏まえれば、こうした課題を解決するためには、市街化調整区域一般において柔軟な用途変更を可能とすることが求められている。

よって、市街化調整区域における移住希望者の住宅、事業所(サテライトオフィス等)への用途変更について、許可の要件を満たす例として明確に示してほしい。また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば将来的に倒壊のおそれがある建物である場合についても、やむを得ない事情として用途変更の許可が可能であることを明示してほしい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

開発許可制度運用指針 I-15(1)①、②(用途変更の許可をしても差し支えないもの)及び同指針 I-7-1(20)③ロ(用途変更の審査対象として差し支えない、やむを得ない事情によるもの)に記載されている類型は、いずれも許可が許容され得る例として記載しているものである。このため、提案団体から示された事例のような同指針に記載されていないケースについても、喫緊の政策課題に対応するため、市街化調整区域において既存建築物を活用する必要性が認められる場合や、社会通念上当該建築物を従前の用途に供しないことにやむを得ない事情がある場合等、開発許可権者が許可の要件を満たしていると判断する場合には許可することが可能である。

なお、審査にあたっては、建築物の用途、目的、位置、規模等のほか、「都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープラン並びに地域振興等に関する方針・計画等と整合している」ことや、「当該建築物の用途を変更することによる周辺の公共施設への影響等」(同指針 I-15(3))を個別具体的に検討することが必要であると考えられる。

今後、提案団体からの意見も踏まえ、同指針 I-15(1)に基づく用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の一覧や活用事例について、地方公共団体への情報提供を検討している。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】

(21)都市計画法(昭43法100)

開発許可を受けた開発区域内における建築物の用途変更の許可(42条1項)及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更の許可(43条1項)については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、「開発許可制度運用指針」(平26国土交通省都市局)に基づき用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の事例を、開発許可権者に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

36

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

下水排除制限等の適用除外となる特定施設の追加

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

水質汚濁防止法上の旅館業の用に供するちゆう房施設、洗濯施設及び入浴施設(以下「旅館業3施設」という。)は、設置等届出や下水排水制限等の対象から除外されている。

この下水排除制限等の適用除外となる特定施設の範囲を見直し、「17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」、「67 洗濯業の用に供する洗浄施設」(終末処理場で処理困難な物質を取扱う施設は除く。),「71 自動式車両洗浄施設」(以下「提案3施設」)についても下水排除制限等の適用除外とすること、または各自自治体において提案3施設を適用除外とすることを条例で定められるようにすることを求める。

具体的な支障事例

例示した提案3施設は、対象事業場が多く届出件数も多い一方で、ほとんどの場合が小規模なサービス業等に属する事業場に設置している。そのため、排水量が少なく、業種、使用する原材料や薬剤から考えて、その排水の具体的な汚濁項目は終末処理場で処理可能で、汚濁の程度も一定水準以下の「生物化学的酸素要求量(BOD)」、「浮遊物質(SS)」及び「ノルマルヘキサン抽出物質」であり、旅館業3施設と同様に終末処理場で処理困難な物質(下水道施行令第9条の4第1項各号の物質)は含まれていないことから、そのまま流しても下水道施設に影響を与えることはない。

一方で、実際に行っている市町村の事務においては、施設設置届出に伴う提出書類の数が膨大であり、届出に不慣れな小規模事業者に対して市町村の指導が必要な場合が多く、事業者側にも市町村側にも相当の事務負担が生じている。

このような課題は、他市町村でも生じていることを指定都市ブロック下水道管理担当者会議や県の担当者会議等で確認しており、本事例は当市だけでなく共通の課題である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下水道施設に影響が少ない事業場に係る手続が不要になることで、市町村にとっては、真に必要な事業場等の検査等に重点的に取り組むことが可能となる。また、事業者にとっては迅速な事業開始や届出作成の負担軽減となる。

根拠法令等

下水道法第11条の2第2項、第12条の2、第12条の3、下水道法施行令第9条の2、第9条の4、第9条の5、水質汚濁防止法第2条第2項、水質汚濁防止法施行令第1条(別表第1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、富士市、寝屋川市、大分県

○当市においても規模の小さい事業場が多く、特に氏名変更や廃止等の届出について、手続きに不慣れな事業者への指導に苦慮している。また、既に移転又は廃止している事業場も多く見受けられる。「17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」については、当市では2事業場のみで、平成7年以降増加していない。どちらも個人事業であり、1日当たりの排水量は1～5m³程であることから、下水道法上では特定施設として取り扱う必要性はないと思われる。「67 洗濯業の用に供する洗浄施設」については、個人での小規模な事業は、排水量が少なく、一般家庭の洗濯機排水と変わらない事例が多くみられる。特定施設として取り扱うのであれば、有害物質を使用しているものや、1日当たりの排水量が50m³以上などの大規模な事業場のみ絞るべきである。「71 自動式車両洗浄施設」については、水質の立入検査等でも規制値を超える事例は少なく、公共用水域へ流している場合も多くみられる。排水負荷量及び排水量からみても、管渠及び終末処理場へ与える影響は少ないと思われる。

○当市においてもガソリンスタンドなど「71 自動式車両洗浄施設」の設置事業場が多数存在し、届出書の提出漏れ等、書類上の問題に対する対応に多くの時間が割かれてしまっている。

各府省からの第1次回答

公共用水域の水質の保全のため、公共下水道等からの放流水については、水質基準が定められており、下水道管理者等は、特定施設からの下水への排除制限を行うことにより、終末処理場での最終的な下水処理後の水質基準を適合させることを可能にしている。特定施設を設置しようとするときは、あらかじめ公共下水道管理者に下水の量や水質に関する事項を届けなければならないこととして、公共下水道に排除される下水が、基準に適合するか否かを事前に審査し、届出に係る内容が不相当であるときは、計画変更命令等を行い、除害施設の設置等の措置をとらせることにより、下水道への悪質下水の流入を事前に防止することを目的としている。旅館業3施設は、その排水が家庭排水と同様に終末処理場で処理可能な生物化学的酸素要求量(BOD)や浮遊物質(SS)のみに係る汚濁であり、その汚濁の程度も一定水準以下であることから、放流水の水質管理上支障がないものとして、上記届出の対象外となっている。

他方、ご提案の3施設からの排水については、環境省の調査によると、有害物質が含まれたり、BOD等のみによる汚濁であっても旅館業3施設に比べ汚濁負荷量が高かったりしており、ご提案の3施設を適用除外にした場合、特定施設から排出された有害物質や濃度の高いBOD等を含む下水が終末処理場における水処理に負荷をかけ、公共用水域の水質の悪化が懸念される。

また、ご提案の中で3施設の事業規模が小さく排水量が少ないことに触れられているが、有害物質を排出する特定施設については、1日当たりの排水量が50m³未満であっても下水排除制限の対象となることから、公共下水道管理者は、事前の届出がなされない限り当該施設からの排水が有害物質を含むか否かを把握できない。

加えて、当省で把握しているところでは、一部自治体でご提案の3施設について水質基準を遵守するよう指導しているケースが多数存在し、特定施設の設置状況の把握、特定施設への排水指導による水質基準の遵守が可能となることから、ご提案の3施設を適用除外されると困るといった意見もある。

上記を踏まえ、ご提案の3施設を下水排除制限や特定施設の設置の届出等の適用除外とすることについて、放流水の水質管理上支障がないとは一概に判断できないことから、引き続き、上記届出の対象であるとして、下水道管理者による事前審査を受けることが適切である。(別紙あり)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省の第1次回答では、事前の届出がなされない限り有害物質を含むか否かが把握できないこと及び提案の3施設からの排水の汚濁負荷量が高いため放流水の水質管理上支障がないとは一概に判断できないことから、提案の3施設を下水排除制限等の適用除外とすることはできないとしている。

事前の届出がなされない限り有害物質を含むか否かが把握できない点については、下水道法では現在も、旅館業3施設のうち入浴施設であって温泉を利用するものについては届出を求めており、全ての入浴施設を届出対象から除外しているわけではない。これと同様に、提案3施設のうち、終末処理場で処理困難な物質を取扱う可能性のある施設については、排水量に関わらず引き続き特定施設として届出を求めることで、排水が有害物質を含むか否かを把握することが可能となる。

次に、放流水の水質管理上支障がないとは一概に判断できない点については、その排水量が少ない事業場についてのみ適用除外とする、または、各自治体において終末処理場の処理能力も踏まえた上で適用除外とする施設や条件を条例で定められるようにするなどにより、一律の適用除外が難しい場合でも各地域が実情に応じて

柔軟に対応できるような制度改正は可能であるとする。

最後に、本市以外からも提案の3施設を適用除外とすることに賛同している自治体があることも事実である。今日の終末処理場の処理能力を踏まえると、排水が家庭排水と同様に終末処理場で処理可能なもので、汚濁の程度が一定水準以下である施設については、本市が提案した3施設に限らず下水道排除制限等の適用除外とすることについても、引き続き前向きに検討をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

旅館業3施設が下水道法第12条の2、12条の3等で適用除外とされているのは、その排水が家庭排水と同様に有害物質を含まず、終末処理場の処理対象となっているBODやSSのみに係る汚濁であり、その汚濁の程度も一定水準以下のためである。他方、ご指摘の旅館業3施設のうち入浴施設であって温泉を利用するものについて特定施設の設置届を求めているのは、温泉排水は家庭排水とは明らかに水質面で異なるためである。提案3施設からの下水についても、家庭排水と水質が明らかに異なり、有害物質や高濃度のBOD等が含まれている。また、その水質を決める要因も使用する機械、原材料、洗剤、薬品等により多岐にわたっていることから、届出を求めるべき施設か否かを、温泉を利用しているか否かのように明確に切り分けることは困難である。加えて、ご提案の排水量が少ない事業場についてのみ適用除外する点については、たとえ排水量が少量であっても有害物質は終末処理場での処理が困難であるうえ、人の健康を害する恐れがあり、排水量に関わらず法第12条の2の下水排除制限の対象ともなっていることから、適用除外とすることはできない。

さらに、各自治体において終末処理場の処理能力も踏まえた上で適用除外とする施設や条件を条例で定められるようにする点については、終末処理場のない流域関連公共下水道管理者(市町村)においては、最終的な放流水の水質管理の責任を負っている終末処理場を管理する流域下水道管理者(都道府県)等と十分調整し、理解を得ることが必要であるほか、終末処理場の処理能力に応じた特定施設ごとの適切な適用除外の基準を合理的に計算して定めることは困難であるとする。

また、仮に特定施設の一部を届出の適用除外にすれば、事前の計画変更命令や指導等を行えなくなるほか、当該施設から悪質な下水が排除されたときに、公共下水道管理者がその施設を特定することが困難となるため、より当該施設から悪質な下水が排除されることも懸念される。

したがって、放流水の水質管理を徹底していくためには、特定施設を設置する特定事業場に対し一律で設置届出を求め、その情報を把握し、適切に計画変更命令や指導等を行う必要があり、提案3施設も含め、現行の旅館業3施設以外に下水道法第12条の2、12条の3等の適用除外の対象を追加することは適切ではない。(別紙あり)

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

37

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第 353 条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことの明確化

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第 353 条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。

しかしながら、施工業者から納税義務者へ図面等が数種類しか渡っていないことも少なくないため、施工業者に対しても、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているものの、地方税法と個人情報保護法の規定との兼ね合いが不明確であることから、施工業者が当市へ提出してよいものなのか、判断に時間を要することが多々あり、施工業者及び当市ともに苦慮している。

【制度改正の必要性】

納税義務者、施工業者及び当市との調整に多大な時間を要するほか、個人情報の取り扱いに関する同意書等の作成等に手間が生じているところであり、当市においては、家屋に係る固定資産評価年間 400 件程度のうち、十分な図面が揃っていないため施工業者に図面の提出を求めた事例が 50 件程度ある。

納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化を図る必要があるところであり、支障事例の解消を早急に実施すべきと考える。

また、図面の提供方法については、本件支障が生じていることも影響して、ほぼ全件において、紙媒体の複写をもって実施されているところから、本件支障の解消を実施することによって、PDFデータの提供等の電子的な手段等を用いること、いわゆるデジタル化を促進することも必要であると考えます。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化に寄与するなど、地方税に対する納税者の信頼の確保が促進される。

また、施工業者等から図面等の提出がされる場合には、PDFデータ等の電子的な手段を用いられることが期待されることから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

根拠法令等

地方税法第 353 条、個人情報の保護に関する法律第 27 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、水戸市、入間市、桶川市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市

○当提案については、地方税法第 353 条の規定により、個人情報の保護に関する法第 18 条第 3 項第 1 号の「法令に基づく場合」として個人情報保護の適用から除外されるものと理解するが、提案内容から現実に市町村の事務の遂行に支障があり、何らかの見解等を文書で出すことによりそれが改善されるのであれば、検討いただきたい。

○当市においても、家屋調査及び評点付設にあたり、図面・見積書の提出を拒まれるケースが散見される。現地調査を縮小し、図面評価にシフトしているコロナ禍の調査においては、家屋図面等の資料の提出なしに正しく評価を行うことが、非常に困難となっている。特に、中～大規模非木造家屋の評価において、資材量を把握して評価計算を行うためには、竣工図・見積書の提出が必要であるため、これを促すためにも個人情報保護法に抵触しない旨の後ろ盾を講じていただければ、説得しやすい環境になると考える。

○住宅等の施工業者から紙媒体による図面の交付もしくは提供を拒まれる事案がある。図面に地番、所有者の記載がある場合に個人情報保護法で守られるデータとなるのか基準は必要である。

○納税義務者より資料を取得することを原則としているが、接触ができない事例もあり施工業者より取得できれば事務負担の軽減につながる。

○市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、所有者から図面等の書類を入手する事が困難なケースにおいては、施工業者に対しても本条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているが、任意の協力規定のため施工業者によっては個人情報保護の観点から図面等の提出を断るケースがある。

各府省からの第 1 次回答

市町村の徴税吏員等が、地方税法第 20 条の 11 又は第 353 条第 1 項の規定に基づき、協力を要請し、又は質問し若しくは帳簿書類その他の物件の提出等を要請してきた場合に、個人情報取扱事業者が、これに応じて、納税義務者等の個人データを市町村に提供することは、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当する。

このため、個人情報取扱事業者は、納税義務者等の個人データを市町村に提供するにあたり、納税義務者等の本人同意（個人情報保護法第 27 条第 1 項）を得る必要はない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答でお示しいただいた内容については、従前から当市において個人情報取扱事業者へ説明している内容と同一であることから、現行のままでは、支障が解消されないことが考えられる。

については、関係府省から関係する個人情報取扱事業者（建設業の許可を受けている者等）に対して、通知等の発出等によって、早期にご周知いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

今後、関係省庁において、周知を図ることを検討する。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】

地方税法(昭25法226)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)

事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法353条1項)に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義務者等の家屋の図面などの個人データ(個人情報の保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報の保護に関する法律27条1項1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

山口市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。

また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。

具体的な支障事例

市が所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、当市においては調査期間に約4ヶ月、事業完了まで約2年と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている。

また、国の機関や他の市町村等からの所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、公用請求の対応に伴う事務負担が生じており、更に、事業者からの裁定申請等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の効率化と事業の円滑化が可能となり、ひいては住民サービスの向上につながる。

また、住基ネットの利用範囲の拡大により、申請者からの住民票の写しの添付の省略を図ることで、申請者の負担軽減につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号、第30条の15第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

館林市、浜松市、鹿児島市

〇市の用地取得事業において、土地所有者や相続人の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地や戸籍地市町村に対して、住民票や戸籍の写しの公用申請を行う必要があるが、当市においても1回の公用申請について2週間から3週間の期間がかかり、全ての確認を行うために相当な時間を要している。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「必要な対応を検討することとしたい」とされているが、所有者不明土地対策としての住基ネットの活用について、幅広く住基ネットの利用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、具体的に住基ネットを利用可能とする事務の範囲や今後のスケジュールについて御教示いただきたい。地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するため、関係府省で行われた調査結果を踏まえつつ、所有者不明土地対策としての住基ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう前向きな検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があつたが、多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から支障事例が示されており、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するためにも、住基ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう、速やかに検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

所有者不明土地法に基づく土地所有者探索に係る事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。加えて、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、関係府省に調査及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講じることとしたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(16)(ii)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】
住民基本台帳法(昭42法81)
以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。
・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合
・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合
・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合

- ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平 25 法 101)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合
- ・森林経営管理法(平 30 法 35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平 30 法 49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合
- ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法 15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

二輪の小型自動車に係る運輸支局への検査情報及び二輪の軽自動車に係る運輸支局への届出情報について市区町村へ電子データでの提供を可能とすること

提案団体

中核市市長会、平塚市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

250ccを超える二輪の小型自動車及び125ccを超え250cc以下の二輪の軽自動車(以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。)については、運輸支局で検査・届出手続を行うこととなっている。当該検査、届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供をしている軽自動車検査情報市区町村提供システムに類するシステムを構築することにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税(種別割)(以下、「軽自動車税」という。)課税事務の円滑化を図る。

具体的な支障事例

軽自動車税における課税客体となる軽自動車等の登録・廃車等の申告は、125cc以下の原動機付自転車等については市区町村の窓口、3輪・4輪の軽自動車等は軽自動車検査協会、125ccを超える二輪の軽自動車等については運輸支局と三か所に分かれている。

このうち、軽自動車検査協会が行う3輪・4輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、市区町村は、軽自動車検査情報市区町村提供システムにて、電子データで提供を受けることができる。これにより、車両の登録状況がほぼリアルタイムで把握でき、また、CSVデータを利用し基幹系システムへ取り込むこともできるため、軽自動車税課税事務の円滑化に大きく寄与している。

しかし、運輸支局が行う125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、提供を受けることができないため、125ccを超える二輪の軽自動車等に係る軽自動車税課税事務は、税申告書(紙媒体)のみに基づいて行われている。そのため、納税義務者による記入誤りや文字が不鮮明であることも多く、申告内容に疑義がある都度、運輸支局へ郵送等による照会をする必要があり、事務に多くの時間を要している。また、情報提供媒体が紙媒体であるため、基幹系システムへの入力の手入力によることとなり、軽自動車税の賦課期日である4月1日頃に事務が集中することが多くの市区町村で毎年恒常化しており、誤りを誘発する要因となっている。さらには、納税者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えを市区町村に郵送することで税を止める手続を行う必要がある場合、納税者が手続を失念すると、廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村において、基幹系システムへのデータ取り込みやRPA等のICT活用によって、事務時間削減や賦課期日から納税通知書発送までの期間の事務の集中による事務負担が軽減される。

申告書の記入誤りや、字の不鮮明等による、市区町村から運輸支局への照会件数が減少することが見込まれ、市区町村・運輸支局双方にとって事務負担の削減が見込める。

根拠法令等

道路運送車両法第 58 条第 1 項、第 97 条の 3 第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、宮城県、富谷市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、館林市、桶川市、千葉市、相模原市、横須賀市、海老名市、浜松市、磐田市、名古屋市、豊橋市、刈谷市、京都市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、東温市、熊本市、宮崎市、延岡市

○125cc を超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等については、運輸支局で手続きされた税申告書（紙媒体）のみに基づいて行っている。

そのため、申告書の記入漏れや文字が不鮮明である場合には、運輸支局へ郵送で照会する必要があり、余計な事務が生じている。

また、納税義務者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えが提出されないことも多々あり、廃車の事実を把握できずに納税通知書を送付してしまうことから、トラブルに発展するケースもある。その際においても、登録状況を運輸支局へ郵送で照会しなければならず、回答までに2週間程度の時間を要してしまうことから、迅速な対応ができない状況である。

○125cc を超える二輪の軽自動車等の登録・廃車申告は、申請者の自筆で行われるため、申告内容に疑義が生じるたびに問い合わせを行うため、事務に多くの時間を要する。正しい課税かどうか確認する術が不足している。また、賦課期日前後に申告書が大量に送付されるため、課税事務の円滑化の妨げにもなっている。

○システムへの入力作業は申告書（紙媒体）により行っている。この申告書は複写式で手書きも多く正確に読み取ることができないことがある。軽四輪は電子データで確認することができるが、軽二輪はFAXにより照会を行い確認作業を行っているが、回答まで3日以上の上長時間となることから電子化は必要である

○申告内容不備や確認に時間を有するケースが多く、また申告書未着による当初課税誤りもあるため課税事務の円滑化を図るために必要と考える。

○軽自動車検査情報市区町村提供システムを活用する際は、リースや所有権留保の項目がないため、実施の際は確認項目に追加する必要がある。

○125 cc を超える二輪の問合せについては、FAX により軽自動車協会を通じて運輸支局へ調査依頼をかける必要があり、納税義務者等への返答に数日要することがある。

○二輪の軽自動車については、他市区町村に転出した車両のいわゆる「税止め」申告が漏れた場合に確認する術がなく、毎年当初課税において複数の市区町村から納税通知書が届く納税義務者が存在し、苦情や事務の増加に繋がっている。

また、二輪の軽自動車の税申告書は手書きで不明瞭なものが多く、確認のため市区町村及び運輸支局双方の事務負担が生じている。

○申告書の手入力に時間を要しており、手入力による入力誤りのリスクがある。また、税止めに係る照会に時間を要している。

○情報提供が紙媒体であるため基幹系システムへの入力に RPA を活用できず手入力となっている。

また、納税義務者が他県で車両を廃車した際に、申告書の控えをファックス送信することで税を止める手続を行っているが、納税義務者が手続を失念すると廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。

○本市では、当該二輪に係る申告書の処理をバッチ処理と手入力にて行っている。通常は、市税システムに1件ずつ手入力は行わず、外部データとして、申告書の内容を契約している委託業者にパンチさせ、CSV データに変換したうえで市税システムに一括して取り込んでいる。市外転出分など当初の税額計算に間に合わない申告書については、市税システムに直接手入力している。年間で約 18,000 件の申告書が提出されるため、提案事項が実現されれば、委託費用（申告書）18,000 件 ×（単価）83 円【取得と廃車で異なるため平均額】＝1,494,000 円程度の削減につながる。

各府省からの第 1 次回答

小型二輪に関する所有者等情報の提供については、市区町村が軽自動車税賦課徴収を目的としている場合、情報提供承認機関である（一財）自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能であり、すでに一部の地方自治体には情報提供しているところであるが、制度が認知されていない可能性もあることから、今後の周知方法について検討してまいりたい。

一方、軽自動車税賦課徴収のために地方自治体への軽二輪に関する電子的な送付を行うにあたっては、その

提供方法に対応したシステム改修などの費用負担面について課題があるため、関係者と検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、現在、三輪及び四輪の軽自動車等の検査・届出情報を照会、ダウンロードが可能となっている軽自動車検査情報市区町村提供システムについて、125 ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の情報についても同様のシステムを構築し、電子データでの提供を可能とすることを求めるものである。軽自動車税は4月1日を賦課期日とし、納税通知の発送まで限られた日程で事務を行わなければならないため、情報提供元に照会をする時間や調査依頼をかける時間も、特に事務が集中している期間については事務負担となる。また、照会に対する回答や調査結果を得られるまでに時間がかかることにより、納税者より、「複数の市区町村から納税通知書が届いた」「抹消手続きをしたはずの車両の納税通知書が届いた」等の苦情の問い合わせが後を絶たない。申告書情報を電子データで提供することにより、申告書情報の正確化、迅速化が図られ、自治体と運輸支局双方の労力や時間を省くだけでなく、納税者の負担や失念によるトラブルを未然に防ぐことに繋がり、3者にとってのメリットが非常に大きい。課税の根拠ともいえる申告書情報を電子化する意義は非常に大きく、費用対効果に照らしても、システム改修を行う必要性は高いと思われるため、DX推進の一環として早急かつ前向きな検討を期待する。

また、小型二輪に関しては、(一財)自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能との回答だが、同協会の登録情報サービスは、市区町村が賦課徴収のために使用する場合においても有料であり、市の財政的な負担となっている(1台1件 3.6 円＋初期経費＋消費税)。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【刈谷市】

支障事例で示されているように、課税事務が円滑に行えない現状があるため、早急な電子データでの提供を要望する。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答の内容に加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)において、「性質上、オンライン化が適当ではないものを除き、全ての行政手続について、5年以内にオンライン化を行う」とされたことを踏まえて、小型二輪及び軽二輪に係る税申告手続についてもオンライン化の実現に向けて取り組んでいくこととなる。これが実現した際には、オンライン申告された情報は電子的に地方団体に到達することとなることから、ご提示いただいた支障事例の解消に資するものとする。

なお、小型二輪の情報提供サービスに係る1台あたりの単価は、民間法人である(一財)自動車検査登録情報協会がシステムの維持・運営していくために必要最低限の金額として設定しており、同サービスの受益者である市区町村には、その費用負担をしていただくことについてご理解いただきたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【総務省(12)(iv)】【国土交通省(7)】

地方税法(昭25法226)

二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続については、令和7年中にオンライン化する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

51

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法施行令第130条の4への農林漁業を営むために必要となる農業施設の追加

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

生産緑地法第8条に規定する農林漁業を営むために必要となる農業施設について、建築基準法第48条第1項、第2項、第3項、第8項本則において第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域内(以下「本件用途地域」という。)に建築することができる建築物となるよう、建築基準法施行令第130条の4の改正を求める。

具体的な支障事例

生産緑地法では、生産緑地地区内に農林漁業を営むために必要となる農業施設のうち、90㎡以下の倉庫やトイレ、休憩所のような一部施設(以下「本件施設」という。)については、市町村長の許可なく設置することが可能である。しかし、建築基準法の規定により、本件施設を本件用途地域内に設置することは不可能となっている。本市では、生産緑地地区の90%以上が本件用途地域内に指定されているが、本市の生産緑地地区の大部分において本件施設の設置が不可能となっているのが現状である。実際に、農林漁業を営むため農業従事者にとって必要となるトイレを生産緑地地区内に設置したいという相談を現在2件受けているが、その設置を希望する生産緑地地区が第一種低層住居専用地域内に所在するため、トイレを設置することができず、農業従事者からも農業に支障が生じている旨の不満の声があがっており、本市としてもその対応に苦慮している。また、農業従事者が高齢男性中心から女性や次世代へ継承されていることに伴い、安全衛生や働きやすさの観点から労働環境への意識が多様化していることから、これまで以上に生産緑地地区における本件施設の設置の必要性が高まっているものとする。

また、本市では面的に農業の利便の増進を図るべきエリアについて、田園住居地域の指定を検討しているが、農業用の単独のトイレ、休憩所などは建築できず、指定の目的と矛盾が生じることに懸念を感じている。なお、建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することも考えられるが、そもそも生産緑地法においては本件施設の設置に当たり個別の許可が不要となっていることとの権衡の観点から、あくまで建築基準法施行令を改正し、特定行政庁の許可を得ずとも設置が可能とすべきものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度改正により、生産緑地地区の適切な維持に寄与すると考えられる。また、本制度改正により農業従事者の就労環境が向上し、若年層の職業選択におけるイメージアップにつながり、近年減少傾向にある農業従事者の増加に寄与することが考えられる。

根拠法令等

建築基準法別表第二(イ)(ろ)(は)(ち)、建築基準法施行令第130条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、広島市

—

各府省からの第1次回答

建築基準法別表第2(い)項第9号の規定により政令で定められる建築物は、公益上必要な建築物であり、本提案の建築物が、公益性の観点から必要であることが明確でない場合には追加できない。また、本提案の建築物が、良好な居住環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかについて判断する必要があることから、建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することが妥当と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「本提案の建築物が、公益性の観点から必要であることが明確でない場合には追加できない。」とのことであるが、本市としては公益性があるものとして都市計画決定した生産緑地地区を維持管理するために設置する本提案のような施設は公益性の観点から必要であることが明確と考えている。そのため、建築基準法施行令第130条の4へ追加することを前向きに検討いただきたい。

また、「建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することが妥当」とのことだが、そもそも生産緑地法においては本提案に係る施設の設置に当たり個別の許可が不要になっているにもかかわらず、建築基準法においては許可が必要との御判断について、両法律で差がある理由を御教示いただきたい。

特例許可の場合は、公聴会での意見聴取や建築審査会の同意取得等に要する費用や時間が多大であるため、農業従事者や新規就農者にとって負担となっており、農業従事そのものを躊躇せざるを得ない状況が生じている。

農地という就業地において最低限の就労環境(休憩施設やトイレ、倉庫)を整えることができるような法律の整備が求められていることから、農林漁業を営むために必要となる農業施設について建築基準法施行令第130条の4への追加を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

建築基準法施行令第130条の4に記載されている公益施設とは、近隣住民にとって必要な公益サービス施設等であり、本提案の建築物が、その公益性の観点から必要であることが明確でない場合には追加できない。

また、生産緑地法では、都市農地の計画的な保全等を目的としていることに対し、建築基準法では、第一種低層住居専用地域は低層住宅地に係る良好な住居の環境を保護するために設定されているため、目的が異なる。そのため生産緑地法で許可が不要であるとしても、建築基準法で許可が不要になるということにはならない。

本提案の建築物が、良好な居住環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかについて判断する必要があることから、建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することが妥当と考える。

なお、当該建築物に係る許可基準などを作成し、事前明示することにより、農業従事者や新規就農者の負担が軽減されると考えられる。

また、田園住居地域の指定を検討しているとのことなので、当該地域では、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵のために必要な休憩施設やトイレであれば建築可能である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】
(6)建築基準法(昭25法201)

(iii) 農作業のために必要な休憩施設や便所については、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（別表2(ち)）として、特定行政庁の許可(48条8項)を得ずに、田園住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

58

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止

提案団体

香川県、徳島県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対して毎年の普及促進計画及び普及促進活動報告の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付け廃止を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

令和4年4月の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正により、地方版図柄入りナンバープレートの導入地域を構成する地方公共団体に対し、毎年4月末までに、普及促進計画及び前年度の普及促進活動報告を作成して国土交通省に提出することが義務付けられた。普及促進計画には普及率や総申込件数等の目標や普及促進の取組予定について、普及促進活動報告には目標達成状況や普及促進活動の取組状況について記載することとなっている。

また、対象地域毎に設置している協議会に対し、寄付金の活用方針等を決定の上、国土交通省に提出することが義務付けられた。寄付金の活用方針等には協議会の構成や具体的な用途等について記載することとなっている。

【支障】

本来、地方版図柄入りナンバープレートは住民個人が自由に選択できる事柄であって、普及率等の数値目標を設定し、その達成を目指すことはなじまない性質のものであると考える。また、自動車登録制度は国土交通省地方運輸局の所掌事務であって、その責任は国が負うべきものであるにもかかわらず、地方に義務付けがなされ、計画・報告の作成や普及促進の取組に係る新たな事務が生じるとともに、その財源措置もないため新たな財政負担が生じる。

寄付金の活用方針等についても、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金は、配分される寄付金額や地域の実情を踏まえて協議会で議論し、その活用方法を決定することとなっており、改めて一律に活用方針を作成する必要はないと考えられる。

さらに、今回の義務付けを伴う制度改革は、地方版図柄入りナンバープレート導入後の後付けであるにもかかわらず、事前に説明会はなされたものの、地方の意向が反映される機会のないまま義務付けされているなど、改正のプロセスも不十分であったと考える。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画や方針作成の義務付けによらずとも、住民個人の地域への愛着形成など、地方版図柄入りナンバープレートが選択肢として存在することで、政策目的は達成可能であると思料される。併せて、地域の実情に即した運用が可能となり、事務の効率化につながる。

根拠法令等

地方版図柄入りナンバープレート導入要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、鳥取県、岡山県、山口県、高松市、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

地方版図柄入りナンバープレートは、地域の観光資源等をデザインした図柄を取り付けた自動車地域内外を走行することにより、その地域の知名度が向上し、地域振興及び観光振興等に繋がることを目的としたものである。その効果を十分に発揮するためには、同ナンバープレートの一定以上の認知度が必要であるため、継続した普及促進活動が行われることが重要である。

このため、地方公共団体には、普及率や申込件数に関する数値目標、地方公共団体が任意で設定する目標及び普及促進活動の予定を記載内容とする普及促進計画を作成頂くとともに、その実績報告を提出頂くこととし、国は、地方公共団体の取組の好事例等の共有等を行うなど、両者が連携して効果的に普及促進を図ることとしたものである。

なお、地方公共団体の普及促進活動の内容や水準及び財政負担については一律の措置を求めるものではなく、自主性によることを基本としており、地方公共団体への過度な負担を求めるものとは考えていない。また、普及率等の数値目標の設定については、地域住民の選択の自由を阻害するものとは考えていない。

また、寄付金の活用方針等について、これまでナンバープレートの交付開始後に地域の協議会で決定頂いたものを交付開始前に決定頂くこととしたところであるが、これは、図柄入りナンバープレートに係る制度等のあり方を検討するための有識者会議において、「交付開始前に寄付金の活用方針や目標を定めてPRする方が、図柄入りナンバープレートの普及及び寄付の促進に有効ではないか」とのご意見を頂いたことを踏まえ、措置したものである。

なお、既に寄付金の活用方針が決定されている場合は、それで足りるものであり、地方公共団体に新たに二重の事務負担を課すものではないと考える。

新たな同ナンバープレートの募集に係る手続きや要件については、上記有識者会議においてご議論頂いた上で、当省において定めたものであるが、同会議の議事概要や配付資料については当省HPで公表した他、検討の初期段階において、全地方公共団体対象のアンケート調査を実施するとともに、中間段階において、同ナンバープレート導入済みの地方公共団体に対して、検討状況について複数回説明会を開催してご意見を伺うなど、地方公共団体の意見を同会議における議論に反映させるよう最大限努めたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けは、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等も、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにすることを原則とする政府の基本方針を示したところであり、今回の計画策定等の義務付けは、国の定めた方針に逆行するものではないか。

普及促進計画等の策定にあたっては、地方自治体だけでなく、関係団体等との調整等が必要であり、確実に事務負担が発生するが、これら事務負担をかけて計画等を策定しなくとも、地方が創意工夫して事業を実施することで目的達成は可能と考える。また、この普及促進計画等策定の議論を、既に設置している寄付金活用のための協議会で行うことで事務の効率化を図ることも考えられるが、そもそも、寄付金活用のために義務付けられている協議会開催についても、地方がそれぞれの判断で対応を決めることで目的達成は可能であり、一律に開催を義務付ける必要はないのではないか。

地方の意見の反映に関しては、アンケート調査では新たな計画策定等に係る義務付けに関する内容は含まれていなかった。また、実施された説明会は参加が任意であったことに加え、有識者会議での検討状況を説明のために実施するとされており、地方の意見を聴くために最大限努めたといえないのではないか。さらに、説明会中の短時間の質疑時間に地方としての意見をまとめることは難しく、制度の決定前に、明確に方針を示したうえで、意見照会するなどの対応がとられるべきだったと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

普及促進計画等について「地方公共団体への過度な負担を求めるものとは考えていない」等の回答であるが、計画等の策定に当たっては関係団体との調整等の事務負担が生じる。地方の声に耳を傾け、普及促進計画等の廃止を基本として、事務の簡素化・効率化を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

地方版図柄入りナンバープレートは、交付枚数が極端に少ない場合、地域振興等の効果も不十分なものとなるほか、制度の維持が困難となる恐れがあるところ、効果的かつ効率的に普及促進を図るためには、地方公共団体が多角的な視点から計画的に普及促進活動に取り組んでいただくとともに、国が好事例の共有を行う等、両者の連携が重要であるため、普及促進計画等を策定いただくことが必要と考えている。

しかし、提案団体からのご指摘を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減等の観点から、普及促進計画の国への提出について、毎年度提出することとしていたものを、地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年)の更新時に限ることとする。また、普及促進計画等の様式を簡素化する方向で見直すとともに、記載例を国土交通省から示すこととする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(12)道路運送車両法(昭26法185)

「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」(令4国土交通省自動車局自動車情報課)において導入地域等が作成することとされている普及促進計画及び普及促進活動報告については、導入地域等の事務負担を軽減するため、令和4年度中に同要綱を改正し、以下の措置を講ずる。

・普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めているものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年間)の更新時に限ることとする。

・普及促進計画及び普及促進活動報告の様式については、簡素化することとし、記載例と併せて、導入地域等に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

82

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

生活保護受給者の住宅扶助の代理納付について住宅部局への通知を新たに規定すること

提案団体

砥部町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、伊方町、松野町、鬼北町

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

生活保護受給者が住宅扶助の代理納付の適用を受けた場合や適用から外れた際に、住宅部局へその旨通知することとその方法を明確に定めてほしい。

具体的な支障事例

「令和2年3月31日付け社援保発0331第2号「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について」の一部改正について(通知)」により、住宅扶助及び共益費の代理納付を積極的に活用するよう改正され、公営住宅においては原則代理納付とされている。こういった規定があるにも関わらず、福祉部局から住宅部局への通知方法が定められていないため、公営住宅において県の福祉部局から通知のないまま代理納付が行われており、重複納付を還付する事例が数回あった。また、逆の場合も同様に通知がなく、滞納となることもあった。この事例は民間住宅でも発生している可能性があることから、セーフティネット住宅の拡大のためにも代理納付の通知方法等を明確に定めてほしい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公営住宅の家賃徴収に係る事務負担の軽減と、安定した家賃回収によるセーフティネット住宅の拡大が図られる。

根拠法令等

生活保護法第14条、第33条第4項、第37条の2、生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、松本市、半田市、広島市、大牟田市、芦屋町、熊本市

○当市では身元引受人がない市営住宅入居者に対してNPO団体を紹介していて、NPO団体の審査に通れば身元引受人でない方でも受け入れが出来るような取り組みを行っている。しかしそのNPO団体を利用する場合生活保護で代理納付をしていた方は制度の都合上、代理納付が不可能になりNPO団体を通して支払いをしなくてはならなくなる。その際に保護課からの通知が十分でないことがあり代理納付なのか不明で業務に支障をきたすおそれがあった。

各府省からの第1次回答

住宅扶助の代理納付に関する生活保護担当部局と住宅部局との情報共有のあり方は、現状においてもそれぞれの地方自治体において様々な方法が想定され、置かれた事情によっても様々であると考えられることから、各地方自治体の実情等に応じて対応することが適当であると考え、生活保護担当部局と住宅部局で情報連携を行うよう通知する等の対応を検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

情報共有のあり方について、「様々な方法が想定され、置かれた事情によっても様々であると考えられる」とあるが、生活保護部局から住宅部局に対し、公営住宅の家賃の代理納付に関する情報共有が適正に行われず、家賃の重複納付やその反対の滞納等の支障が生じており、こうした現状をまずはしっかりとご理解いただきたい。また、共有方法については、生活保護部局と住宅部局（福祉事務所未設置の町村においては、都道府県と町村）において事前に調整した上で実施するよう規定すれば、各地方公共団体の実情に沿った対応を行うことが可能と考える。

以上を踏まえ、例えば両部局間において情報連携を行うよう通知等で周知することなど、上記部局間の情報共有のあり方について具体的に検討いただくとともに、検討スケジュールも併せてお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

住宅扶助の代理納付に関する生活保護担当部局と住宅部局との情報共有のあり方は、現状においてもそれぞれの地方自治体の実情に応じて様々であると考えられることから、各地方自治体はその実情に応じて柔軟に情報共有できるよう、通知等で実際に代理納付を行っている地方自治体の生活保護部局と住宅部局との情報共有例等の周知を行う等の対応を検討したい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省(23)(iii)】【国土交通省(4)】

生活保護法(昭25法144)

住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際の生活保護部局と住宅部局間の情報連携については、地方公共団体に対する事務の実態等に関するヒアリングの結果を踏まえ、両部局間において適切に行う旨と併せて参考となる事例を通知することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築確認事務において「屋内的用途」に該当しないピロティの明確化

提案団体

仙台市、石巻市、柴田町、千葉市、横浜市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第6条に基づく建築確認事務において、開放性を阻害せず、可動式ベンチやテラス席を置く等の一時的でオープンな使用に留まるピロティ(以下「当該ピロティ」という。)については、昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号住宅局建築指導課長通知(以下「昭和61年通知」という。)における「屋内的用途に供しない部分」であることを明確化し、当該ピロティ部分を床面積に算入しない取扱いを可能とすること。

具体的な支障事例

当市においては、国土交通省が推進している「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けた各種事業に取り組んでおり、エリア単位で建物低層部、オープンスペース及び街路等を包含した空間である「グランドレベル」の形成のため、沿道建築物の1階部分に賑わい空間として利用することを想定したピロティを設けることが有効な手段の一つであると考えている。

平成18年3月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知においては、開放性を阻害せず、イベント等の一時的な利用に供されるピロティを総合設計制度上有効な公開空地と評価できるとの取扱いが示されている一方、建築確認事務における床面積の算入に係る取扱いは特段示されていない。

そのため、現状の建築確認事務においては、昭和61年通知のみにより建築物の床面積の算入に係る判断をしていることから、当該ピロティを含め、通行以外の何らかの用途に供されるピロティは「屋内的用途」に該当する建築物とみなされ、床面積に算入される運用となっている。

以上により、不動産オーナー等が建物1階部分の利活用を想定したピロティの設置を検討していたとしても、建築確認申請時点でそれが「屋内的用途」に該当する建築物であるとみなされ、床面積に算入されることとなるため、中小規模の建物等の場合、ピロティを設置することで容積率を消化するより、事業床とした方が事業採算性を見込めると判断し、ピロティの設置を諦めるケースが多くなっている。

なお、令和2年度に制定された「滞在快適性等向上区域等」関連法令の「民による空間整備の例」では、新たに整備する建物の低層部をオープン化(ガラス張り化、ピロティ化等)することに対して課税の特例等が設けられてはいるが、実施計画における建築確認時点で、屋内的用途に該当するために計画変更を求められ、建物の低層部のオープン化が実現することが困難となっている。そのため、計画変更に伴い協議に時間を要するピロティ等を設ける計画よりも、申請手続きが円滑な屋内空間(事業床)とした方が事業の効率性(工期短縮)や採算性を見込めるため、不動産オーナーは、国土交通省が例示する「民による空間整備の例」のような建物の低層部のオープン化を積極的に設置しようとするインセンティブが働かない状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体のまちづくり関連政策との整合性等に配慮しつつ、「滞在快適性等向上区域等」関連法令の「民による空間整備の例」のようなピロティ等を設ける際は、「屋内的用途」に該当せず床面積に算入されない等の技術的助言が明確化されることで、建築確認申請業務の担当者の認識を統一化でき、不動産オーナー等による当該ピ

ロティの設置が促進され、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けた公民連携によるまちづくりの推進が期待される。

根拠法令等

床面積の算定方法について(昭和 61 年 4 月 30 日付け建設省住指発第 115 号住宅局建築指導課長通知)、容積率制限に係る特例制度の活用について(平成 18 年 3 月 29 日付け国住街第 292 号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、徳島県、久留米市

○支障事例にかかわらず、ピロティ部分の面積の取扱いについては、判断に苦慮することもあるため、取扱いが明確化されることは有益と思われる。
○予め一時的な利用が想定される場合には、屋内的用途に供する部分として、床面積に算入するのが適当と判断しているのが現状である。なお、総合設計制度等を活用した公開空地等におけるイベント等の一時的な利用に供されると判断されるものにあつては、平成 18 年国住街第 292 号(技術的助言)により対応が可能と考える。

各府省からの第 1 次回答

床面積の算定方法について、ピロティにおける屋内的用途に供する部分の判断にあたり参考となる情報を通知等で発出する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件に関する参考となる情報の詳細については、滞在快適性等向上区域等において、まちづくりに資する場合は、屋内的用途に該当しないこととする等のピロティの考え方とその判断基準を具体的に提示していただきたい。また、通知等の発出までのスケジュールについても明確に示していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

ピロティの取扱いについて特定行政庁の判断の参考となるよう、以下の内容に係る通知を早急に発出する。
・建築物の床面積の算定にあたり、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないピロティについては、床面積に算入しないこと。
・ピロティ部分が屋内的用途に供するか否かについては、当該部分の使用実態により判断するものであり、個々の計画内容に応じて特定行政庁において判断できること。

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針(令和 4 年 12 月 20 日閣議決定) 記載内容

5【国土交通省】

(6) 建築基準法(昭 25 法 201)

(iv) 建築物の床面積(施行令 2 条 1 項 3 号)の算定については、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないピロティを建築物の床面積に算入しないこと及びピロティが屋内的用途に供する部分か否かについては想定される使用方法等に応じて判断するものであることを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和 4 年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。

そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。

また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。

さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要が生じることもあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方の負担軽減となる。

根拠法令等

通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県

○全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍謄本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合（住民票を移していない等の理由により発生）がある。後者においては、本籍地や以前住んでいた地域の自治体など複数に連絡を取る必要があり、申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。

「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料（本人確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数料を指す）の負担がなくなる。また自治体は対応時間の短縮、申請の簡素化が見込める。

○当県においても、登録者の住所・氏名等の変更の届出が速やかに行われていない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考える。

○当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも現登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要性は低いと思われる。

なお、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。

各府省からの第1次回答

御提案の通訳案内士登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第6 1.(3)②）とされている。

そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。

本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の

整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。
国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る 32 資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。
提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】
通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115)
全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。
その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化

提案団体

大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第12条に基づく情報提供等及び同法第14条に基づく措置を円滑に行えるよう、市区町村の空家対策所管部局が空家法第10条に基づいて福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法(以下「地公法」という。)第34条の守秘義務に抵触しない旨を、ガイドライン等において明確化することを求める。

具体的な支障事例

市区町村は、空家法第10条に基づき、空家等所有者を特定するために住民票や固定資産課税情報を利用することができる。

しかしながら、住民票の異動がなされておらず住民票記載の住所が居所でない場合(例えば住所地在空家のままなど)や、空家に課されている固定資産税額が免税点未満であって課税情報を取得できない場合には、住民票や固定資産課税情報だけでは所有者の居所を特定できない。

このような場合には、介護保険、国民健康保険、生活保護の情報や地域包括支援センターが有する情報により、所有者の居所を特定できることがあるが、地公法第34条の守秘義務に抵触するおそれがあることなどを理由に、空家等所有者等に関する情報提供を受けられないことがあり、危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼や勧告等を行うに当たっての支障となっている。

実際に、府内の1市において、福祉部局へ空家等所有者等に関する情報提供を求めた事例が3件あるが、その3件全てについて情報提供を受けられなかった事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村の空家対策担当部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報を確実に取得できるようになり、住民票の住所が実態を反映していない場合や住民票が職権削除されている場合であっても、市区町村の空家対策担当部局が福祉関係情報を活用して空家等所有者を特定し、空家法に基づく措置を講じることができるようになることで、特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保に繋がる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、第12条、第14条、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針一3(3)、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)第1章3(1)、地方公務員法第34条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、松本市、浜松市、豊田市、高槻市、八尾市、寝屋川市、西宮市、広島市、山陽小野田市、久留米市、熊本市、大分県

○当市においても、過去に他市の福祉部局から空家所有者等に関する情報提供を拒否されたことがあるため、前向きに検討していただきたい。

○当市においても住民票を置いたまま施設入所されていると思われる案件は多数あり、福祉部局に照会をした事例がある。施設入所していることの回答は得られたが、入所施設名や緊急連絡先である親族等に関する情報提供までは受けられなかった。そのような経緯をふまえ現在の対応としては、親族や施設に転送されることを期待して住所地（空き家所在地）に文書送付する、もしくは住民票情報等により親族が判明した場合は、親族に事情を聞くなどケースバイケースで対応しているが、時間がかかるうえ事務負担も大きい。提案のとおり、福祉部局が保有する情報が活用できることは、事務負担の軽減及び危険な状態の迅速な解消に繋がり、必要性は非常に高いと考える。

○空き家や住宅の所有者の高齢化が続くなか、住民票を異動しない施設入所の場合や、空き家所有者に後見人がついていない場合など、福祉関連の情報があれば所有者の居場所の特定や関係者との接触が容易となり、空き家対策を効果的に進めることが可能となる。

○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。また、空き家となった要因として、所有者が施設に入ったという事例もよくある。情報を共有することで、空き家対策の一助になると考える。

○空家等について苦情を受けた際、所有者に接触するため、所有者調査を行うが、所有者が高齢のため、住民登録や固定資産税課税台帳上の住所を自宅から変更せず、施設に入所していることがある。この場合、不動産登記情報、住民登録情報、固定資産税課税情報では所有者と接触することができず、近隣住民からの情報で施設に入所していることは分かっても、具体的な入所施設までは分からないことが多く、また、福祉部局から所有者の入所施設の情報を得ることもできないため、対応に苦慮することがある。

○当市においても管理不良な状態の空家に係る所有者調査で固定資産税課税情報を利用しているところであるが、所有者が高齢者施設に入所している場合などでは住所地が空家所在地のままになっていることも多く、固定資産税課税情報だけでは、所有者の所在が不明で連絡が取れないケースも多い。このような場合に、福祉部局など市の他部署で把握している所有者の情報を活用することができれば、早期に空家所有者の所在を確定することができ、迅速な空家に係る措置を講じることができると考えられる。

各府省からの第1次回答

地方公務員法第34条第1項において、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされているが、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項においては、「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる」とされていることから、同項に基づく、同項に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される。

提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、それぞれの情報に関する法律を所管する厚生労働省等とも連携して、必要に応じた対応を検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村の福祉部局や地域包括支援センターからの情報提供については、「地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される」とのことだが、現行のガイドライン等ではその解釈が明確になっていないことから、市町村の空家対策所管部局が市町村の福祉部局、地域包括支援センター、後期高齢者医療広域連合から必要な情報提供を受けられないことがある。住民票、戸籍、固定資産税の課税情報などで所有者の居所を特定できない場合に福祉部局等が保有する情報を取得できないことが、市町村が危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼等を行うに当たっての支障となっているため、「空家法第10条に基づく福祉部局等から空家対策所管部局への情報提供は地方公務員法第34条第1項の守秘義務に反しない」旨をガイドライン等において明確化していただきたい。

また、後段において「必要に応じた対応を検討する」とされているが、介護保険、国民健康保険（後期高齢者医療を含む）、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関して、情報提供を受けられる旨を

ガイドライン等において明確化されるとの認識でよいか。その場合、具体的なスケジュールを御教示いただきたい。

市町村が空家対策を推進するには所有者の特定が必須であり、空家法第 10 条によって市町村の空家対策所管部局が介護保険等に係る情報や地域包括支援センターが有する情報を取得できる旨及び情報提供をしても守秘義務違反とはならない旨をガイドライン等で明確化することが特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保につながることをお含み置きいただいた上で、必要な対応を検討願いたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第 2 次回答

第 1 次回答のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項によって、同項に基づく、同項に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第 34 条第 1 項との関係で問題とならないと解されるため、本件解釈については通知等によって示すこととしたい。

さらに提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、関係府省等と連携して空き家対策担当部局及び福祉関係部局に対して周知することとしたい。

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）記載内容

5【総務省(14)】【厚生労働省(25)】【国土交通省(9)】

地方公務員法(昭 25 法 261)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平 26 法 127)

空家等の所有者等に関する情報の内部利用(空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条 1 項)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法 34 条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和 4 年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

130

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

土地利用基本計画の策定義務の廃止

提案団体

広島県、全国知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める

具体的な支障事例

本計画の目的とされている「土地利用の総合調整機能」については、農振法、森林法、都市計画法等の土地利用に関する個別法に基づき実質的な調整が行われており、本計画の調整機能は形式的なものとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

国土利用計画法第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、長野県、兵庫県、奈良県、岡山県、長崎県、宮崎県

○土地規制についての個別五法(都計法、農振法、森林法、自然公園法及び自然環境保全法)による地域・区域の指定等を行う際は、土地利用基本計画にかかわらず関係課で事前協議が行われており、必ずしも土地利用基本計画が個別五法の上位計画として『総合調整機能』を発揮しているとは思われず、地方の自主性・自立性を尊重する点から、同計画の策定については、地方が選択できるようにすることも考えられる。なお、「計画図」については、一定の有用性があると考えます。

各府省からの第1次回答

土地利用基本計画は、個別規制法に基づく土地利用を目的とする計画では達成できない土地利用を総合調整するために導入されており、現行法制上、土地利用の総合調整を行うための措置として、法制上唯一の存在であり、その策定は必須と考える。

国土の約半数は五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)のいずれかが重複する地域であり、仮に土地利用基本計画の策定を任意制とした場合、個別規制法に基づく計画について他の施策との総合的な調整を行う場が失われ、重複する地域における土地利用の優先順位や誘導方向が示されず、土地利用の展開が滞る危険性がある。

また、影響が国の管理する施設に及ぶ場合や都道府県域を越えて広域に及ぶ場合等であって、個別法において調整されない事項について、国土交通省国土政策局を通じて都道府県から国の関係行政機関に相談することで国との調整の円滑化を図っており、任意制となればこうした調整に漏れが生じる恐れがある。現在、国土利用計画法第9条第11項に基づき、国土交通省は都道府県の土地利用基本計画の変更に際し、関係行政機関に意見を聴き、都道府県にその意見を伝えている。年間50件ほど土地利用基本計画の変更があり、うち約7割について何かしらの意見が関係行政機関より提出されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

人口減少に伴う土地利用の効率化や災害リスク・自然環境保全を踏まえた土地利用への対応など土地利用上の課題は依然として存在し、国土利用計画法の趣旨は重要なものであると認識しているが、土地利用基本計画の策定や第38条審議会の審議等を経ずとも、調整指導方針を別途定め、庁内連携組織体等により総合調整は可能であると考えている。

現行法制上、土地利用基本計画が土地利用の総合調整を行う唯一の存在であるということであるが、現状、各個別規制法の手続が先行し、各計画の上位計画であるはずの土地利用基本計画はこれらを事後的に追認するに留まっている。

国との調整に漏れが生じる可能性については、当県の提案では、土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)の有用性に鑑み、変更計画図の提供を引き続き行うこととしており、これまでと同様のタイミングで国へ情報提供できるため、支障はないものと考えている。また、国土利用計画法第9条第11項に基づく意見聴取において、約7割について意見が出されているということであるが、当県において、国の関係行政機関から提出された意見等は、過去5年を見ても、すべて事実確認に留まる内容と見受けられ、ご指摘いただいた、国の関係行政機関から提出された意見等により、調整が整った具体例等があればご教示いただきたい。

土地利用基本計画の機能を維持しつつ、計画変更にかかる事務負担が軽減されること、庁内連携組織体をベースにすることで、情報共有や調整がより密に行えると考えており、計画の策定義務の廃止を提案するものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいては、土地利用基本計画の策定は必須であり、土地利用の調整は個別規制法上の手続だけでなく、関係行政機関からの意見聴取により図られているとのことであつたが、関係行政機関からの意見聴取の実態について事例を示すなど、土地利用基本計画の総合調整機能について具体的に示されたい。

第1次ヒアリングにおいては、第38条審議会運営における都道府県事務の簡素化・効率化等について実情を調査した上で、具体的な対応策について検討したいとのことであつたが、第2次ヒアリング時に当該調査結果に基づく第38条審議会運営の効率化対応策について具体的に示されたい。また、土地利用基本計画の策定に当たり、国土利用計画(都道府県計画)等の他計画との一体的な策定を可能とするなど、計画の内容や手続の見直しを進めるべきではないか。

各府省からの第2次回答

土地利用基本計画の総合調整機能が図られた事例としては、例えば、空港に隣接し、都市地域と農業地域が重複する地域で、市街化調整区域を市街化区域に編入することに伴う農業地域縮小のための計画変更について調整を行ったところ、国土交通省(航空部局)より、航空機騒音の観点から、住居系及び工業系の土地利用規制により市街地整備を図っていく計画案の変更の取りやめを求める意見が提出され、調整の結果、住宅系の土地利用を取りやめ、工業系の土地利用のみとするよう計画案が修正された事例

鉄道沿線地域において、都市地域と農業地域が重複する地域で、開発に伴い農業地域縮小のための計画変更について調整を行ったところ、国土交通省(鉄道部局)より、鉄道騒音防止のため、騒音の影響を受けやすい土地利用の配置を避ける観点から、「都市計画運用指針」では「鉄道沿線については、原則として、住居専用地域を定めないことが望ましい」としていることとの整合を確認したところ、第一種低層住居専用地域に指定されている地域は第一種住居地域に用途変更を行うこととされた事例(同様の事例で、緩衝帯の設置等の対策を確認した事例も複数ある。)

などがある。

今後は、上記の事例を運用指針において紹介するなど、土地利用基本計画の策定意義について更なる理解の促進に努めて参りたい。

その他、提案団体も土地利用基本計画の「計画図」を一元的に管理・公表している土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)の有用性を認めているところであるが、仮に計画策定義務が廃止された場合、都道府県によっては計画図の更新が止まり、全国の土地利用状況を網羅する情報プラットフォームとしての機能が十分に発揮できなくなる恐れがある。そもそも、LUCKYは、国と都道府県の間で行われる土地利用基本計画の変更協議(現在は意見聴取)にかかる作業効率化のために、電子データでのやり取りを実現したものであることから、計画の策定義務が廃止されることで、変更協議の円滑化というシステム運用の目的が希薄になりLUCKYの運用維持が困難になる恐れがある。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】

(23)国土利用計画法(昭49法92)

(i)土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。

・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。

・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

142

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

港湾計画改訂に伴う技術的支援

提案団体

広島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

港湾計画改訂時における技術的支援を求める。

具体的な支障事例

平成 31 年に当県港港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約5年、また環境調査や調査検討費などの事業費として 486 百万円要しており、補助制度がないため単県費で大きな負担となっている。そのため改訂において必要となる各種データについて提供いただいているところであるが、今後はより多様なデータ提供や社会動向分析等の技術的支援を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の技術的負担の軽減。

根拠法令等

港湾法第3条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、神奈川県、川崎市、石川県、京都府、鳥取県、山口県、宮崎県、四日市港管理組合

○当県においても、港湾計画の改訂時期を迎えており、改訂に係る調査費等を試算すると約 200 百万円に上り、単県費で大きな負担となっているため、改訂において必要な各種データの提供等の技術的支援を求める。
○令和2年に当県港港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約6年、また環境調査や調査検討費などの事業費として約 120 百万円要しており、補助制度がないため単県費で大きな負担となった。
○長期構想計画及び港湾計画の改訂は社会情勢の動向分析や将来の貨物量推計など、技術的に高度な解析調査業務が必要であるが、このような業務に対する知見の少ない港湾管理者にとっては国からの技術的支援が必要である。また、港湾計画改訂等にかかる業務委託費はすべて単独府費となっており、府財政の大きな負担となっている。技術的支援に合わせて財政的支援も必要である。
○当県においても令和2年に港湾計画の改訂を行ったが、策定にあたり 1.5 億円程度の費用を要しており、補助や起債等の財政措置がなく、単県費で大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答

港湾計画の改訂については、地方公共団体等の港湾管理者が実施していますが、国は、必要に応じて、港湾管理者に技術的支援を行っております（例えば、港湾管理者が求める他港の事例や関連データの提供など）。ご意見のありました、より多様なデータ提供や社会動向分析等についても、国として、港湾管理者と意見交換を行いながら、技術的支援を進めて参りたい考えです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

港湾管理者との意見交換を通じて、改訂に当たって必要となるデータの提供や貨物量推計に関する最新の知見等の提供を積極的に行うなど、さらなる支援の充実に努めていただき、港湾管理者の負担軽減となるよう支援をお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

港湾計画の改訂においては、多大な人役や予算を要することから、一層の技術的支援を行うなど、さらなる支援の充実に努めること。

各府省からの第2次回答

港湾計画の改訂においては、ご提案を踏まえ、必要となるデータの提供や貨物量推計に関する最新の知見等の提供を積極的に行うなど、港湾管理者と意見交換を行いながら、国として、港湾管理者の負担軽減となるよう技術的支援を進めて参りたい考えです。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(10)港湾法(昭25法288)

港湾計画(3条の3)については、船舶の大型化などの関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

146

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

水質調査等に係る海上での採水作業等について、港則法上の港長等の許可や海上交通安全法上の海上保安庁長官の許可又は海上保安庁長官への届出を不要とすること

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

水質調査に係る海上での採水作業等について、以下のとおり許可申請、事前通知又は届出の規制対象から除外する。

- ①港則法については通知を改正し、採水作業等は同法第31条の「工事又は作業」に含まれないこととする。
- ②海上交通安全法については通知の発出等により、採水作業等は同法第40条第1項第1号及び第41条第1項第1号の「工事又は作業」に含まれないこととする。または同法施行規則第24条及び第26条に「採水作業等に関すること」を追加し、同法第40条第1項ただし書及び第41条第1項ただし書の除外規定の適用を受けることとする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当県においては水質調査等のため、委託を含めた海上での採水作業を実施している。この採水作業に際しては、港則法及び海上交通安全法の適用対象であり、許可申請や届出等の必要がある。

【支障事例】

採水作業等に係る許可申請や届出等に関する記載項目や海図の提出など作業負担が大きい。さらに審査期間を見越して作業日の一か月前までの提出も負担となっており、悪天候等による調査予定日やその予備日を過ぎる場合は再度、許可申請が必要となっている。また調査を民間業者に委託する場合は受託書の提出も求められており、委託契約の都合上、4月から行う調査は一か月前までの申請が困難となっている。

【制度改正の許容性】

漁具の設置を含めた漁業を行うために必要とされる行為やレジャー目的の行為等は許可申請や届出等の対象外となっているにもかかわらず、船長がデッキに常駐し、いかりを下ろすことなく30分程度停泊して採水及び採泥作業を行う行為は対象となっている。水質調査等も行為の様子は変わらないことから、船舶の安全な航行に支障をきたすとは考えにくい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政や民間事業者の事務負担の軽減が見込まれる。

根拠法令等

港則法第31条第1項、海上交通安全法第40条第1項、同法第40条第7項、同法第41条第1項、同法第41条第4項、同法施行規則第24条、同施行規則第26条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、長崎県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

採水作業を含む水質調査の行為内容は、通常の航行形態と異なり、一定の場所への船舶の停留や資機材の海中への投入を伴うものであることから、船舶交通に支障を及ぼす恐れがある。また、船舶交通の安全を確保する観点から、水質調査を行う際は、作業実施者において所要の安全対策を講じる必要があり、当庁としても事前に、その内容を確認する必要がある。このため、原則として、このような行為は海上交通安全法及び港則法上の許可等の対象と位置付けており、一律に規制対象から除外することは困難である。

書類の提出期限に係るご指摘事項については、審査に当たり、船舶交通に与える影響を踏まえた安全対策の精査や港則法等に基づく航行制限の要否等を判断する必要があるため、原則1ヶ月前までの書類提出を求めているところであるが、ご指摘のような比較的迅速な処理が可能な許可申請については、申請の内容を事前にご相談いただくことによって、申請書が1ヶ月前を過ぎて提出されることも可としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

様々な採水手法が想定される水質調査を一律に規制対象外とすることは困難だと理解できるが、当県の水質調査の行為内容は、次のように船舶交通に支障をきたすとは考えられない。

- ・船長等の船員は、調査員と別に配置し、周囲の航行の状況を常に確認していること
- ・調査船は作業中、エンジンを起動したままアンカーを下ろさないため、緊急時には直ちに作業を中止し移動可能であること
- ・海中投入する資機材は、漁具と比較しても大きさや数量がはるかに小さく、ロープが他船に絡む等周囲に及ぼす危険性が低いこと
- ・作業時間は、3分から長い場合でも30分程度と短時間であること
- ・採水作業は、基本的に海面状況が安定した状態でいき、低気圧接近時や強風時等海面が荒れる場合は作業を中止等しており、漂流等により船舶航行の安全に支障を及ぼす可能性が低いこと

以上のとおり、船舶交通に対する安全確保に細心の注意を払っており、規制対象外の漁具の設置を含む漁業やレジャー目的の遊漁船等の行為の態様と比較しても、現状の規制は必要以上に過度なものとする。軽微な作業まで一律に同様の手続きを求めることは、作業実施者にとって大きな負担となっていると考える。

また、許可や届出の対象となる海域や行為が具体的に公表されておらず、その都度、対象か否かを海上保安部に確認することが必要な状況の中で、水質汚染事故等の緊急時の水質調査などは予見できないケースもある。

については、船舶交通に支障をきたす恐れのない軽微な作業については、港則法及び海上交通安全法において手続きが必要な行為から除外いただくことを再度ご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、船舶交通の安全確保の観点から、採水作業を含む水質調査の実施に際して、所要の安全対策が講じられているか当庁としても確認する必要があるため、規制対象から除外することは困難である。

なお、港則法及び海上交通安全法ともに、船舶交通の安全上必要な海域についてのみ許可申請等を求めているところである。

そのうえで、書類の提出期限等の手続き上の負担について、一次回答のとおり、申請の内容を事前にご相談いただき、その内容を把握することができれば、申請書が1ヶ月前を過ぎて提出されることも含め現状でも既に合

理的な対応を行っている。また、ご懸念のような、事故発生等により、緊急に調査を実施する必要がある場合においても、まずは電話等で必要事項をあらかじめご連絡いただければ、迅速に許可等を出すことは可能であるので、まずは最寄りの海上保安部署にご相談いただきたい。

一方、本提案を受けて、自治体の抱える支障事例を管下部署に共有し、手続き面における合理化を再度徹底するとともに、前述のような柔軟な対応について関係者に認知していただけるよう周知を行うこととしたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(2) 港則法(昭23法174)及び海上交通安全法(昭47法115)

港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等(港則法31条1項及び45条並びに海上交通安全法40条1項及び7項並びに41条1項及び4項)に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

175

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続の見直し

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続については、事後報告又は事前報告等をもって足りることとすることで、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うなど、幅広く手続の見直しを求める。

具体的な支障事例

地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の安定を確保することは重要な課題であり、公営住宅についても本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で地域の実情に対応した弾力的な活用(以下「地域対応活用」という。)を実施することが求められている。

この地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用の承認を得るためには、「公営住宅地域対応活用計画」(以下「活用計画」という。)を地方整備局に提出し承認を得る必要があり、承認がおけるまでに相当の期間を要するものとなっている。

当市においても、人口減少対策や定住促進を目的とし、公営住宅の空き住戸を活用して若者へ住戸を提供する社会実験を行うため、当該住戸に係る活用計画の承認手続を平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知に基づき行ったが、承認を得るまでに4ヶ月程度の期間を要した。

地方整備局に提出する活用計画において、その目的及び必要性を記載する必要があるが、その記載例として同通知に「UIターン等により居住を希望する若者単身者向けの住宅が地域内に不足しているため」が挙げられている。

したがって、当市としては、人口減少対策や定住促進が目的外使用の目的及び必要性として一般に認容されているものと考えており、そうであればそうした目的による目的外利用について改めて事前に活用計画を地方整備局に提出して承認を得る必要性は乏しく、事後報告や事前報告等の報告制とすれば足りるものとする。

今後、人口減少対策や定住促進施策を推進するには、公営住宅の目的外利用承認に係る施策の迅速な推進が図られるようにすることが必要と考え、当該手続の見直しを求める。

なお、報告制とすることが困難な場合にも、活用計画の記載事項の簡素化や承認可能な記載例の周知徹底など、幅広く手続の見直しを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口減少対策や定住促進を目的とした場合の公営住宅の目的外使用に係る承認手続の見直しを行うことで、迅速に人口減少対策や定住促進を推進することができ、ひいては地域の活性化を図るとともに、行政の効率化を図ることができる。

根拠法令等

「公営住宅の地域対応活用について」(平成 21 年 2 月 27 日国住備第 117 号国土交通省住宅局長通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、松本市、京都府、兵庫県、熊本市、宮崎市

—

各府省からの第 1 次回答

地域対応活用計画に基づく公営住宅の目的外使用については、地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の安定を確保することを目的として、公営住宅の本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で弾力的な活用を認めているものであるが、「目的外使用」であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づく承認が必要となる。

そのため、計画内容が、地域における居住の安定確保に資するものかどうか、公営住宅の本来入居対象者の入居が阻害されないかどうか確認した上で、承認をする必要があり、報告制とすることは困難であるが、今回のご提案については、実際の承認事務を担当する地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局の担当職員等に対する、承認可能な事例に関する周知を行うなど、必要な対応を検討することとしたい。

なお、通常は概ね 2～3 週間程度で承認を行っているところ、引き続き迅速な承認に努めて参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

1 次回答において、「目的外使用」であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条に基づく承認が必要とすることであるが、同じく公営住宅の目的外使用である犯罪被害者等の公営住宅への入居等については、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、一定の要件を満たした上であれば事後報告を持って承認があったものとされている。

このように、目的外使用であっても一般に適正と認められる目的の利用である場合は、事後報告により承認があったものとするのが現に認められており、他の目的外使用についても、その目的が一般に適正と認められるものであれば報告制とすることは可能と考える。

提案の地域対応活用計画に基づく公営住宅の目的外使用については、「公営住宅の地域対応活用について」(平成 21 年 2 月 27 日国住備第 117 号国土交通省住宅局長通知)において、その使用目的の例示として「UIJ ターン等により居住を希望する若年単身者向けの住宅が地域内に不足しているため。」と示されており、このような人口減少対策や定住促進については、地域対応活用の趣旨に沿った適正な目的であり、目的外使用承認の理由として一般に認容されていると思われる。そのため、人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用においては、事後報告で足りる場合の要件を明確にすることで、報告制を可能とすることを検討いただきたい。

なお、報告制とすることが困難な場合にも、承認手続きの迅速化のために計画書の記載事項の簡素化(過去 3 年の応募状況などは直近の 1 年のみとする等)を検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第 2 次回答

地域対応活用計画に基づく公営住宅の目的外使用については、地域における住宅に対する多様な需要に対応

し、当該地域における居住の安定を確保することを目的として、公営住宅の本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で弾力的な活用を認めているものであり、活用目的の内容のみならず、計画内容が公営住宅の本来入居対象者の入居が阻害されないかどうか確認した上で承認をする必要があることから、ご提案の事後報告制とすることは困難であるが、ご提案の趣旨を踏まえ、承認までの手続きを迅速化することを目的として、実際の承認事務を担当する地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「各地方整備局等」という）より、地域対応活用計画の承認を行っている事例を収集し、承認した計画の事例及び承認にあたっての考え方を各地方整備局等担当職員間で本年中にも共有することとする。

さらに、公営住宅の事業主体の計画策定に資するよう、承認された計画の事例、策定の留意点については10月以降開催される公営住宅の担当者向けの研修会等で周知を行うこととする。

なお、ご見解の事例として挙げられている犯罪被害者等（災害被災者、DV被害者、シックハウス症候群患者、ウクライナ避難民等）については、「住宅困窮」の緊急性が特に高いこと等の観点から、事後報告のみで足りることとしている。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(13)公営住宅法(昭26法193)

公営住宅の地域対応活用については、地域対応活用計画の承認手続の迅速化を図るため、地方整備局等から当該計画の承認事例を収集し、当該事例や、承認に当たっての留意事項を、会議等を通じて地方整備局等及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

179

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること

提案団体

千葉県、長野県、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第 38 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関(以下「第 38 条審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの(以下「計画書」という。)と5つの地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)を5万分の1の地形図により定められたもの(以下「計画図」という。)で構成されている。

国土利用計画法第9条第 10 項の規定により、土地利用基本計画を定める場合には、「あらかじめ、第 38 条第 1 項の審議会の意見を聴かなければならない」とされており、第9条第 14 項では土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)についても同様の扱いとされている。

「計画書」については、必要に応じて、第 38 条審議会への諮問手続を行い、「計画書」の変更を行うとともに、定期的に、モニタリング調査を実施し、その進捗管理に努めているところであり、現況を把握した上で土地政策全体を見直すことにより、より効果的な土地政策の実現を図るとする国土利用計画法の趣旨は担保されている。

他方で、「計画図」については、「計画書」に付随して作成される性質のものであり、「計画図」における5つの地域区分は個別規制法の定める区域と密接に関係するものであるため、個別規制法に基づく変更と一体的に変更を行うことが望ましいとされている。(国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針第2章Ⅲ4(2))

個別規制法における土地利用規制の変更については、計画書策定時に第 38 条審議会から答申を受け策定した「計画書」に即して行われていることに加え、個別規制法に基づいて設置されている審議会等において十分に議論が行われていることから、「計画図」の変更のみに止まる場合は、土地政策全体の調整の必要性が乏しく、その都度第 38 条審議会へ諮問することは、形式的な事務となっている。

とりわけ、森林地域の変更(林地開発許可に伴う森林地域の縮小)に関しては、林地開発完了後、事後的に第 38 条審議会へ諮問する制度設計となっており、審議会に諮問する実益が失われている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地利用基本計画図の変更において、変更手続の簡素化及び円滑化が図られるとともに、第 38 条審議会への諮問手続に係る委員負担及び事務局負担の大幅な軽減が期待される。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、第14項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、城陽市、兵庫県、岡山県、福岡県、長崎県

○森林地域の変更(1ha以上の林地開発許可に伴う森林地域の縮小)については、制度上、林地開発完了後に審議会へ諮ることとなるため、審議会の変更の是非について議論する余地がなく、審議会委員から疑義を呈されている。

○森林地域については、現況が変わってから図面変更するため、完全に後追いとなっており、審議会への意見聴取の必要性は低い。当県では、運用で林地開発許可申請直後に会長等に意見聴取し、審議会へは報告事項としている。

各府省からの第1次回答

「計画図」は五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)の状況を、その重複状況や周辺の土地利用、施設立地も含めて、空間的にわかりやすく地図上に示したものであり、その変更は土地利用基本計画による土地利用調整の主たる部分を占めている。実際に第38条審議会では「計画書だけでは具体のところがないのでわかりにくい」という声も出ている。

国土利用計画法第2条の基本理念にもあるように「国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して」行うものであることから、法の趣旨を達成するためには、「計画書」はもとより「計画図」の変更の際にも、審議会において、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につき意見を聴取し、可能な限り土地政策に反映させたり、民意の反映に努める必要がある。

なお、第38条に基づく審議会の組織及び運営は条例制定を含め自治事務として都道府県の裁量に委ねているところであり、審議会の開催についても、既に書面による議決や審議会の長による専決も可能となっている。上記により、負担を軽減していただくなど、各都道府県の実情に即して柔軟に対応いただける仕組みとなっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「計画図」の変更の際にも、審議会において、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につき意見を聴取し、可能な限り土地政策に反映させたり、民意の反映に努める必要がある。」とのことであるが、土地利用規制の変更は、土地利用基本計画に即して行われるものであることに加え、個別規制法の枠組みの中で各審議会等において議論されることから、第38条審議会での議論の内容が重複することとなり、また事実上、追認となっている。

特に、林地開発許可との関係については、国土交通省事務連絡等において、開発行為の完了後に地域森林計画の対象森林の除外と「計画図」の変更を行うこととされているところ、開発行為完了後に第38条審議会において後追いで「計画図」の変更を議論することは意見の反映の余地がなく、全く意味がないものであると考える。さらに、国土交通省が示す「運用指針」では、この点について「林地開発許可が出た時点で第38条審議会へ報告する」、「森林地域の縮小そのものの是非ではなく、その後の当該土地及び周辺土地の利用調整を論点とする」といった対応策が示されているが、いずれも審議会に意見聴取をする本来の趣旨にそぐわないものであり、論点のすり替えにすぎないと考えている。

また、「書面による議決や審議会の長による専決も可能」とのことであるが、そうであるならば、やはり審議会の意見聴取を必須としている意味はないと考える。

以上を踏まえ、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴う「計画図」の変更についての審議会への意見聴取は不要であると考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

土地利用計画に係る計画図の変更手続きについては、審議会の意見聴取を行う実質的な意義が乏しいと認められる場合には、意見聴取を不要とするような例外規定を設けるなど、提案団体の提案を考慮した検討を求めらる。また、審議会の開催について、書面による議決や、審議会の長による専決も可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいては、土地利用基本計画の策定は必須であり、土地利用の調整は個別規制法上の手続だけでなく、関係行政機関からの意見聴取により図られているとのことであったが、関係行政機関からの意見聴取の実態について事例を示すなど、土地利用基本計画の総合調整機能について具体的に示されたい。

第1次ヒアリングにおいては、第38条審議会運営における都道府県事務の簡素化・効率化等について実情を調査した上で、具体的な対応策について検討したいとのことであったが、第2次ヒアリング時に当該調査結果に基づく第38条審議会運営の効率化対応策について具体的に示されたい。また、土地利用基本計画の策定に当たり、国土利用計画（都道府県計画）等の他計画との一体的な策定を可能とするなど、計画の内容や手続の見直しを進めるべきではないか。

各府省からの第2次回答

現行の運用指針において、

土地利用基本計画と国土利用計画（都道府県計画）の一体的な策定を可能とする

38条審議会と他の審議会との統合を可能とする

38条審議会の書面による開催及び議決や会長による専決とすることも許容する

など、都道府県の事務負担軽減に努めてきたところである。38条審議会運営の更なる簡素化・効率化の検討について、現在行っている都道府県に対してのアンケート調査において、上記のような簡素化・効率化についての認知度や上記以外の事例を調査しているところであり、結果を踏まえ、更なる周知の徹底や得られた情報を運用指針で紹介するなど努めて参りたい。いずれにしても、当該アンケート結果を踏まえた具体の方向性については2次ヒアリングの場でお示ししたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(23)国土利用計画法(昭49法92)

(i)土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。

・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。

・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

194

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

登録基準の強化・緩和にかかる賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。

具体的な支障事例

市町村賃貸住宅供給促進計画の策定は任意であるものの、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則において、市町村賃貸住宅供給促進計画でセーフティネット住宅の登録基準(面積基準、備える設備等)を強化又は緩和することができることされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市では、セーフティネット住宅の登録希望物件と面積要件のミスマッチを防ぐとともに、住宅確保要配慮者のニーズに合った低廉な家賃の登録住宅を増やすことを目的に、登録基準(面積基準)の緩和を行うために神戸市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第6条第1項、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第16条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、千葉市、川崎市、京都市、広島市

—

各府省からの第1次回答

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「セーフティネット法」という。)では、地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、住民に身近な市町村において、市町村賃貸住宅供給促進計画を策定することとし、当該計画に区域内における供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとして

いる。

地域の実情に応じたセーフティネット住宅の供給促進を図るため、住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、賃貸住宅供給促進計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。

また、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、地方公共団体のみで意思決定を行うのではなく、賃貸住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえた上で進めるべきであり、賃貸住宅供給促進計画中に規定し、セーフティネット法に基づいて協議会への意見聴取といった手続きを踏む必要がある。

したがって、登録基準の強化又は緩和に際しては、引き続き賃貸住宅供給促進計画の作成を必須のものとする。

なお、計画作成事務の合理化については、昨年新たな住生活基本計画(全国計画)が作成されたことから、同年6月に「住生活基本計画(都道府県計画)の変更について」(令和3年6月30日国住政第20号、国不土第38号)を発出し、市町村が法令等に基づき作成する住宅関係の計画に関し、各法令等に定める所定の手続きを踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示したところである。加えて、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)において、都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成手続きに関し、事務負担軽減に資するような方策について、令和4年度中に通知することとしており、引き続き地方公共団体の事務の合理化に努めて参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

登録基準の強化又は緩和にあたっては、賃貸住宅供給促進計画を策定したうえで、地方公共団体が登録事務に必要な事項(登録基準など)を要綱等で定めているところである。計画策定又は改定には多大な労力がかかることから、計画策定を必須とせず、要綱等で登録基準の強化又は緩和を行えるようにしていただきたい。また、住宅関係の計画に関して、各法令等に定める所定の手続きを踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示していただいたところであるが、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされていることも踏まえ、市町村賃貸住宅供給促進計画を単独で策定する場合の協議会への意見聴取などの手続きの義務付けの緩和についても検討したうえで、明確に示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次回答において、登録基準の強化又は緩和に際しては、賃貸住宅供給促進計画の策定を必須のものとするとのことであるが、登録基準の強化又は緩和を定めるに当たって一定の適正な手続を経たものであれば、計画という形式をとらず要綱等によることとしても問題ないのではないかと。

都道府県においては、住生活基本計画の策定が義務付けられているため、住生活基本計画と一の計画として

策定することにより事務負担の軽減が図られる一方で、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされているため、住生活基本計画と一の計画として策定することを可能とするのみでは必ずしも事務負担の軽減は図られない。そのため、市町村賃貸住宅供給促進計画を単独で策定する際の所定の手続きの簡略化についても検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

1次回答のとおり、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、市町村賃貸住宅供給促進計画においては、地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、賃貸住宅供給促進計画に供給目標等を定めることとしている。ご提案の基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。また、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、計画策定主体となる市町村のみで意思決定を行うのではなく、賃貸住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえた上で進めるべきであり、協議会への意見聴取といった手続きを踏む必要があると考える。このため、引き続き市町村賃貸住宅供給促進計画において、登録基準の強化・緩和を行うこととする。

他方、計画作成事務の合理化を図る観点から、市町村が法令等に基づき作成する住宅関係の計画に関し、各法令等に定める所定の手続きを踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示しており、また、賃貸住宅供給促進計画の作成手続きに関しては、事務負担軽減に資するような方策について、令和4年度中に通知することとしている。引き続き地方公共団体の事務の合理化に努めて参りたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(30)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112)

市町村賃貸住宅供給促進計画(6条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するような方策について、市町村に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

195

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

登録基準の強化・緩和にかかる高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。

具体的な支障事例

市町村高齢者居住安定確保計画の策定は任意であるものの、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則において、市町村高齢者居住安定確保計画でサービス付き高齢者向け住宅の登録基準(面積基準、設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市ではサービス付き高齢者向け住宅の充実を目的に、登録基準の強化・緩和を行うために高齢者居住安定確保計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第2項、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第15条の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、千葉市、川崎市、豊田市、京都市、広島市

—

各府省からの第1次回答

高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)では、地域の実情に応じて、高齢者の居住の安定確保に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、住民に最も身近な市町村において、市町村高齢者居住安定確保計画を策定できることとし、当該計画に、区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとしている。高齢者住まい法第5条第1項に規定されるサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)の登録の基準

の一つとして、同法第7条第1項第9号は、「市町村高齢者居住安定確保計画が作成されている市町村においては、基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものであること」と規定しており、同号に基づく国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条の2に基づき行われる規模及び設備等の基準の強化又は緩和は、サ高住の登録申請者が当該市町村における登録基準及び登録基準の強化又は緩和の背景を容易に把握できる観点からも、法令等に基づく高齢者居住安定確保計画において行われる必要がある。

また、地域の実情に応じたサ高住の供給促進を図るため、高齢者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、高齢者居住安定確保計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となつて同計画に位置付けることが適当である。

なお、「住生活基本計画(都道府県計画)の変更について」(令和3年6月30日国住政第20号、国不土第38号)に記載のとおり、市町村が法令等に基づき策定する住宅関係の計画については、各法令等に定める所定の手続を踏めば、一の計画として策定して差し支えなく、これにより、策定に係る事務負担は一定程度軽減されるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

登録基準の強化又は緩和にあたっては、高齢者居住安定確保計画を策定したうえで、地方公共団体が登録事務に必要な事項(登録基準など)を要綱等で定めているところである。計画策定又は改定には多大な労力がかかることから、計画策定を必須とせず、要綱等で登録基準の強化又は緩和を行えるようにしていただきたい。また、住宅関係の計画に関して、各法令等に定める所定の手続を踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示していただいたところであるが、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされていることも踏まえ、高齢者居住安定確保計画を単独で策定する場合の住民の意見聴取などの手続の義務付けの緩和についても検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次回答において、登録基準の強化又は緩和に際しては、高齢者居住安定確保計画の策定を必須のものとするとのことであるが、登録基準の強化又は緩和を定めるに当たって一定の適正な手続を経たものであれば、計画という形式をとらず要綱等によることとしても問題ないのではないかと。

都道府県においては、住生活基本計画の策定が義務付けられているため、住生活基本計画と一の計画として策定することにより事務負担の軽減が図られる一方で、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされているため、住生活基本計画と一の計画として策定することを可能とするのみでは必ずしも事務負担の軽減は図られない。そのため、高齢者居住安定確保計画を単独で策定する際の所定の手続きの簡略化についても検討すべきではないかと。

各府省からの第2次回答

1次回答のとおり、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開する観点から、高齢者居住安定確保計画は、地域における高齢者の住まいの供給に係る状況や要介護状態等にある高齢者の住まいの実態を把握し、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標、その供給の促進に関する事項等を定めることとしている。

ご提案のサービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和については、地域における高齢者に対する賃貸住宅等の供給の目標および実態に基づいて目標達成の手段の一つとして行われるものであることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。このため、引き続き、高齢者居住安定確保計画において、登録基準の強化・緩和を行うこととする。

また、前述のとおり、高齢者居住安定確保計画の実施に当たっては、地方公共団体のみならず、関係事業者、居住者等各主体の理解と協力を得て、共助や自助の取り組みを促していくことが重要であることから、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとしている。

なお、高齢者居住安定確保計画は住生活基本計画だけではなく、各法令等に定める所定の手続を踏めば、他の計画と一体的に策定する工夫も考えられることから、これによっても策定に係る事務負担は一定程度軽減されるものと考えられ、引き続き、地方公共団体の事務の合理化に努めてまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省(41)】【国土交通省(27)】

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)

高齢者居住安定確保計画(4条1項及び4条の2第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

補助金(空き家対策総合支援事業)申請要件となっている空家等対策計画及び事業実施計画の策定を廃止すること、あるいは、事業実施計画の策定のみを補助金の支給要件とすること

具体的な支障事例

国の補助金(空き家対策総合支援事業)の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画」の策定が要件とされているが、両者は「計画の実施区域」についてや、「基本方針・目標」等重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項、住宅市街地総合整備事業制度要綱(令和3年3月31日国住市第150号)、空き家対策総合支援事業事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、川崎市、佐久市、浜松市、豊田市、京都市、西宮市、山陽小野田市、嘉麻市、大分県

○空き家対策総合支援事業の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「空き家対策総合実施計画」の策定が要件とされているが、重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。
○空家等実態調査を実施するにあたり、補助金(空き家対策総合支援事業)の活用を検討したが、「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画の策定」という要件のハードルが高かったため、やむを得ず、要件のハードルが低い交付金を活用することとなった。また限られた人員で空き家対策事業を実施していることもあり、補助金を受けるために民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画を策定する時間的余裕がない状況となっている。

各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第4条において、市町村は空家等対策計画の

作成及び空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとされている。空き家対策総合支援事業は、同法第 15 条において、国は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の実施に要する費用について補助をするものとされていることを踏まえ、創設されたものであることから、空家等対策計画の策定を要件としている。

また、空き家対策総合支援事業により市町村等に対して効果的な支援を行うためには、事業の実施区域や、施行者、対象、事業規模、実施予定時期を適切に把握する必要があることから、具体的な対策の実施に関する計画（以下「空き家対策総合実施計画」という。）の策定を要件としている。空家等対策計画は市町村の空家等に関する総合的な計画を定めるものであるのに対して、空き家対策総合実施計画は具体的な事業の計画を定めるものである。空き家対策総合支援事業による支援を受ける際には、原則両方の計画を策定する必要がある。ただし、空家等対策計画の対象とする地区と空き家対策総合実施計画の実施地区が完全に一致する場合等は、実施地区の概要や課題等の項目によっては両計画で同様の内容が記載されることが考えられる。このような場合においては、空家等対策計画の提出をもって、空き家対策総合実施計画における同様の箇所の記載を不要とすること等が考えられることから、空き家対策総合実施計画における記載事項の簡素化等について検討を行うこととする。

※空家等対策計画

空家法第6条において、市町村はその区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、同法第5条に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成 27 年 2 月 26 日総務省・国土交通省告示第 1 号）に即して定めることができるもの。

同計画においては、空家法第6条において①空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針、②計画期間、③空家等の調査に関する事項、④所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、⑤空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、⑥特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項、⑦住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項、⑧空家等に関する対策の実施体制に関する事項及び⑨その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を定めるものとされている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

空家等対策計画と空き家対策総合実施計画の2つを策定することは負担が大きいと、空き家対策総合支援事業の実施にあたっては、両計画の作成を不要とし、例えば補助金申請書において、事業の実施区域、施行者、事業規模、実施予定時期等に関する必要最低限の記載により、より機動的に当該事業を活用できるよう検討をお願いしたい。

仮に空き家対策総合実施計画の作成が必要とされるとしても、別途空家等対策計画を作成しなくとも、空家等対策計画の記載内容をより具体化した空き家対策総合実施計画を作成することにより、総合的かつ計画的な空家対策を進めることは十分可能である。現実的には、市内の空家等対策計画の対象とする地区と空き家対策総合実施計画の実施地区は同一であることが通常であり、対象地区の概要や課題等も共通であることから両計画の記載内容の多くが重複することになっているのが現状である。その場合に、空き家対策総合実施計画の記載事項の簡素化の検討を行うとの回答であるが、空家等対策計画の作成自体を補助金交付要件から削除することについて、検討をお願いしたい。

若しくは、空家等対策計画に記載すべき内容を包含した空き家対策総合実施計画を作成した場合、当該記載内容については、空家法第 15 条に規定する空家等対策計画に規定したと取り扱うこととするよう、検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

空き家対策総合支援事業の補助金申請にあたって策定が求められている空家等対策計画及び事業実施計画について、必要最小限の内容とすること。

【全国市長会】

積極的な提案の実現を強く求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングを踏まえ、空き家対策総合実施計画に空家等対策計画に相当する内容を盛り込めば、空家等対策計画を策定したものとみなし、補助要件を満たす方向で早急に検討いただきたい。

協議会等との連携を求めている空き家対策総合実施計画の策定手続きについて、簡素化を図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

空き家対策総合支援事業について、現行制度においては、空家等対策計画及び空き家対策総合実施計画の両計画を策定することが補助の要件となっている。

一次回答において回答しているとおり、両計画において重複する内容が記載される場合があるため、その場合については重複部分について記載を不要化することを検討する。

また、一次回答に対する提案団体の見解及び提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点を踏まえて、空き家対策総合実施計画に記載すべき事項を記載した空家等対策計画又は空家等対策計画に記載すべき事項を記載した空き家対策総合実施計画を作成した場合については、空き家対策総合支援事業の補助対象と扱うよう検討する。

空き家対策総合実施計画の策定手続きにおいては、空き家対策には不動産や建築の実務者の知見が重要であることから、実施区域内において空き家対策に取り組む民間事業者等を構成員とする協議会等と連携して作成することを求めているが、当該協議会等は必ずしも市町村長や市町村の議会の議員、学識経験者等を構成員とした空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会である必要はない。協議会等との連携の在り方については市町村の判断で柔軟に対応していただくことが可能となっている。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(31)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)

空き家対策総合支援事業における空き家対策総合実施計画については、令和4年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱」(平16国土交通事務次官)を改正し、空家等対策計画(6条)に記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化を図る。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

土地区画整理事業における区域内の建築行為等の許可に必要な施行者への意見照会に係る取扱いの整理

提案団体

利府町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第2項の規定について、現状(市町村規程)と整合が取れていないため、意見照会を行う者や意見照会を行う時期について整理していただき、申請者の負担軽減につながるよう見直しを行って欲しい。

具体的な支障事例

土地区画整理事業では、行政の認可・告示を受け、宅地造成等が行われる。そのため、その計画に支障をきたすことを防ぐために、事業中の区域内での建築行為等について、土地区画整理法第76条の規定により、都道府県知事等から許可を受けなければならないとされている。

当町では、土地区画整理法第76条に規定する許可等について県から権限移譲を受け、業務を行っており、許可の申請があった場合には、同条第2項の規定により、施行者(土地区画整理組合等)に意見照会を行い、その結果を受け許可・不許可の通知を行っている。これに対し、他市町村の取扱いを確認したところ、施行者の意見を確認することを申請段階で申請者に求めているものや施行者を經由して申請を行うよう求めているもの等市町村によって、取扱いが異なっていた。

法律では、「許可の申請があった場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。」としているため、申請書の受理後に、町による審査を行い、許可要件を満たすようであれば施行者への意見照会を行わなければならないものと解釈していた。

申請者手続の負担軽減(市町村による取扱いの違いによるもの)を目的に取扱規程等の作成に取り組んでいたが、上記の内容により法定手続の解釈に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村により軽微な違いはあれ、意見照会を行う者が明確化されれば、申請者の確認作業等の負担軽減につながる。実務と整合が取れていない制度について、見直しを行うことで適法性が担保される。

根拠法令等

土地区画整理法第76条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

土地区画整理法第76条第1項に規定する許可の申請があった場合、同条第2項の規定により許可権者である都道府県知事等(地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例の条例により町村に権限移譲された場合においては当該町村長)は、施行者の意見を聴かなければならないとされており、現行規定上意見聴取を行う主体及びその時期は明確にされている。

なお、当該許可に係る審査事務を円滑に進めることにより申請者の手続負担を軽減するため、許可権者が申請しようとする者に対し当該許可に係る建築行為等が事業の施行の障害となるおそれがないか等について施行者と事前協議等することを求めることは土地区画整理法において妨げられるものではなく、当該許可に係る審査事務の運用については、地域の実情に応じて各許可権者において判断されるべきものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申請者と施行者による事前協議は土地区画整理法において妨げられるものではなく、同法第76条第1項に規定する許可に係る審査事務の運用については、各許可権者において判断するものとのことだが、許可権者によって審査手続が異なることにより、申請者が各自治体へ手続きの方法の確認する必要性が生じている等、現に申請者の負担となっているという実態もある。そのため、意見照会を行う者や意見照会を行う時期について整理していただき、申請者の負担軽減につながるよう何らかの見直しを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

現行規定上意見聴取を行う主体及びその時期は明確にされているところではあるが、土地区画整理法第76条第1項に規定する許可に係る審査事務を円滑に進めることにより、許可申請者の負担軽減につながるよう、当該許可に係る審査事務の運用(許可権者が申請しようとする者に対し施行者と事前協議等することを求めること等)については地域の実情に応じて各許可権者において判断することが可能である旨を、会議等を通じ、全国の地方公共団体に対し周知していく。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】

(15)土地区画整理法(昭29法119)

土地区画整理事業の区域内における建築行為等の許可申請に係る施行者への意見聴取(76条2項)については、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であることを、会議等を通じて地方公共団体に令和5年中に周知する。